

大分県労働委員会会報

第64号

(平成30年版)

大分県労働委員会事務局

大分県労働委員会会報目次

第1章	労働委員会の概要と組織	
第1節	概 要	1
1	労働委員会のしくみ	1
2	労働委員会の仕事	1
3	労働委員会の特色	1
第2節	委員及びあっせん員候補者	3
1	委 員	3
2	あっせん員候補者	5
第3節	総会及び公益委員会議	6
1	総 会	6
2	公益委員会議	8
第4節	事務局職員	9
第2章	労働情勢の概要	
第1節	国内情勢	10
第2節	県内情勢	10
第3章	平成30年における審査・調査の実施状況	
1	不当労働行為事件	12
2	調整事件	13
第4章	審 査	
第1節	不当労働行為事件の審査	14
1	概 況	14
2	不当労働行為事件審査取扱一覧表	14
3	事件の概要	15
第2節	証人等出頭命令	18
第3節	再審査事件	18
第4節	行政訴訟事件	18
第5節	労働組合の資格審査	18
1	概 況	18
2	組合資格審査取扱一覧表	18
第5章	調 整	
第1節	労働争議の調整	19
1	概 況	19
2	労働争議調整事件調整状況一覧表	22
3	事件の概要	23
第2節	個別労働関係紛争のあっせん事件	25
1	概 況	25
2	個別労働関係紛争事件調整状況一覧表	29
3	事件の概要	30
第3節	争議行為予告及び労働争議実情調査	32
1	争議行為予告	32
2	労働争議実情調査	34

第6章	労働相談業務・個別労働紛争処理制度周知月間	
第1節	労働相談業務の概況	36
第2節	労働相談週間	37
第3節	個別労働紛争処理制度周知月間	38
第7章	会議及び研修	
1	全国会議	39
2	九州地区会議	41
3	研究・研修	44
	【資料編】	
第1	不当労働行為審査事件の推移	46
第2	労働組合の資格審査の推移	48
第3	労働争議調整事件の推移	49
第4	個別労働関係紛争あつせん事件の推移	53
第5	県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移	53
第6	労働組合数、組合員数、推定組織率の状況	54
第7	労働争議の発生状況	55
第8	委員	56
第9	事務局組織・職員数	57
第10	大分県労働委員会規則	58

第1章 労働委員会の概要と組織

第1節 概 要

1 労働委員会のしくみ

- (1) 労働委員会は、労使関係の公正な調整を図るため、労働組合法第19条の12第1項、地方自治法第180条の5第2項に基づき、都道府県に設置された『労使紛争を解決するための専門的な行政機関（いわゆる行政委員会）』である。
- (2) 大分県労働委員会は、知事から任命された、公益を代表する「公益委員」、労働者を代表する「労働者委員」、使用者を代表する「使用者委員」の公労使三者5名ずつ、15名の委員で構成されており、労使それぞれの立場を反映させながら中立公正な紛争処理を行っている。
- また、委員会の事務を整理するために事務局が置かれている。

労働委員会の構成



- (3) 労使間の諸問題は、労使双方が誠意を持って話し合い、自主的に解決することが最も望ましい姿であるが、話し合いがまとまらず、当事者間で解決することが困難な場合がある。このような場合、公平な第三者として労使を仲立ちし、よりよい労使関係を形成するための手伝いをするのが労働委員会である。

2 労働委員会の仕事

労働委員会の仕事は、大きく分けると次の三つが主なものである。

労働組合法に基づき、集団的労使関係に関わる

- ① 不当労働行為の審査、判定を行う機能（審査機能、準司法機能）
- ② 労働争議のあっせん、調停、仲裁を行う機能（調整機能）

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、知事から事務委任された

- ③ 個別労働関係紛争のあっせん（調整機能：平成14年4月から実施）

その他に、労働組合の資格審査、争議行為の予告通知と発生通知の受理及び労働争議の実情調査がある。

また、あっせん等に取り組む前段として、労働相談も行っている。

3 労働委員会の特色

労働委員会の特色としては、手数料などが無料であることに加え、原則として、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者で解決に当たる点が挙げられる。

公労使の三者委員は、一致団結して事件処理を進めており、当事者双方の主張を十分聴いた上で、解決のための合意形成を図ったり、法のルールに基づく命令を発する。

大分県労働委員会の概要

労働委員会とは

【位置付け】

労働委員会は、労働者の団結等の保護及び労働組合と企業との間の紛争解決を図るため、労働組合法に基づいて設置された三者構成（公益委員、労働者委員、使用者委員）の独立行政委員会。

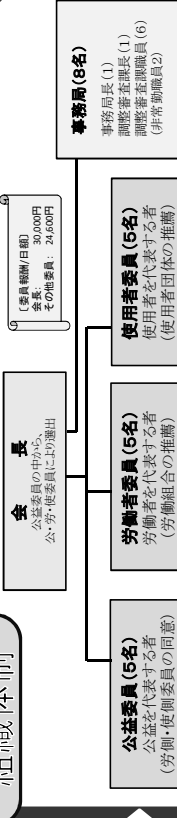
【職務】

- ① 不当労働行為事件の審査、労働争議の調整（あっせん、調停、仲裁）、労働組合の資格審査（労働組合法）
- ② 知事から事務委任（H14年4月）による個別労働関係紛争のあっせん（個別労働紛争法）

【特色】

- ・ 法律上唯一認められた労働争議の調整を行う公的機関。
- ・ 公正中立な第三者として労使を仲立ちし、よりよい労使関係を形成するための手合いをする。
- ・ 手数料無料。手続き簡便。処理迅速。（あっせん）
- ・ 白黒を付けるのではなく互いの歩み寄りを促す。非公開。（あっせん）

組織体制



- ・ 定例総会：毎月2回
- ・ 臨時総会：改選時等
- ・ 不当労働行為審査事件：公・労・使各2名、計6名にて審査
- ・ 労働争議、個別労働関係紛争：公・労・使各1名、計3名にて調整

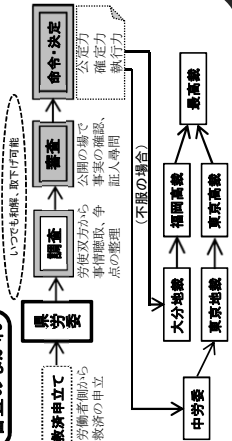
主な4業務

不当労働行為事件

不当労働行為とは・・・

- 使用者が労働組合又は労働者に対して行う行為
- ① 労働組合への加入、結成、組合の正当な行為等を理由として解雇、不利益な取扱いをする。
 - ② 労働者の代表との団体交渉を正当な理由なく拒むこと。
 - ③ 労働者が組合を結成し、若しくは運営することを支配又は介入すること。
 - ④ 労働委員会への不当労働行為救済申立等を理由とする不利益取扱いを行うこと。

審査のながれ



実績

年	H25	H26	H27	H28	H29	H30
係属件数	1	1	1	2	3	3

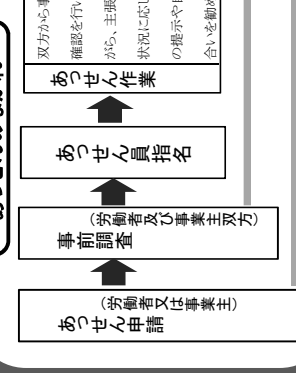
【その他のカーレース業】
 ・ 組合側は、組合員と雇用契約が存在しないという理由で、申立を拒否した法人的対応は、不当労働行為として救済申立てを行った。
 ・ 法人側は、組合員とは業務委託契約関係であるなどと主張し、申立ての棄却を求めた。
 ・ 調査を回行った後、組合側から取下書が提出され、終結した。
 [終結日：H30.10.16]

労働争議（集団的労使紛争）

労働争議のあっせんとは・・・

- 労働組合と使用者との間に労働条件や労使関係等に関する紛争が発生し、労使間での自主的な解決が困難な場合に、労使の主張を公正な立場で調整し、話し合いによる円満な紛争解決を手助けすること。
- ※労働争議の調整には、あっせんの他、調停と仲裁がある。

あっせんのながれ



実績

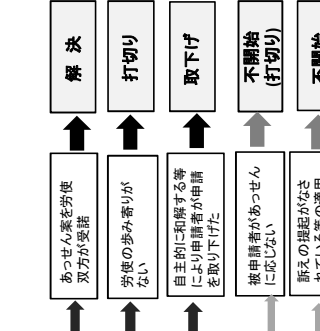
年	H25	H26	H27	H28	H29	H30
係属件数	9	3	4	1	0	2

【医療業】
 ・ 組合側は組合員への戒告処分は過重であり、懲戒権の濫用であるとして返分の撤回を求めた。
 ・ あっせんの場で、組合側から夏季賞与の減額を受けたという新たな主張があり、双方の主張に隔たりが拡大し、これ以上の歩み寄りは望まぬと判断し、打ち切りを決定し終結した。
 [終結日：H30.7.6]

個別労働関係紛争

個別労働関係紛争のあっせんとは・・・

- 個々の労働者と事業主等との間で起きた労働条件等に関するトラブルを解決するため、当事者双方の主張を聴いて、双方の歩み寄りによる円満な紛争解決を手助けすること。



実績

年	H25	H26	H27	H28	H29	H30
係属件数	3	3	1	1	2	1

【運輸業】
 ・ 申請者は、履歴事項の異なる記載ミスで解雇となったことと、入社祝い金の返還に係る覚書を自分の意思に反して書かされたことに納得できず、あっせん申請した。
 ・ 会社側は、異なる記載ミスは考慮されず、覚書は強制したものではないと主張したが、本紛争の早期解決のため、会社側が申請者に入社祝い金の返還を求めないことで合意し、解決した。
 [終結日：H30.1.23]

労働相談

【労働相談の目的】

- ・ 労働関係紛争のあっせんや不当労働行為事件の審査の前提に寄せられる相談への対応
- ・ 労働紛争の未然防止
- ・ 将来に向けての労使関係の安定
- ・ 労働実態の把握や解決策の検討を通じた職員の資質向上

【「大丈夫」といいたい相談】^{H18.2～実施}

労働紛争を公正中立な立場から解決できる労働委員会の特性を生かし、労働問題に関わる相談を、土日、夜間を含め集中的に実施。（本県独自事業。年2回実施。）

【主な相談内容】^(30年320件のうち)

- ・ 賃金（81件 25%）
- ・ 労働条件（70件 22%）
- ・ その他（パワハラ34件 11%等）

平成30年労働相談の実施状況

相談者別	相談内容別						その他	計
	労働者	使用者	計	団体交渉	経営人事	賃金等		
集団	6	3	9	6	2	2	0	17
個別	161	7	168	0	64	79	70	303
計	167	10	177	6	66	81	70	320
集団	0	1	1	1	1	0	0	3
個別	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	1	1	1	1	0	0	3

※「調停」とは調停委員会が調停案を示して解決するもの、「仲裁」とは原則として両当事者の合意に基づく申請により、仲裁委員会により解決するもので、裁定は労働協約と同一の効力が生じる。

第2節 委員及びあっせん員候補者

1 委 員

当委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員各5名で構成されている。
委員の任期は2年と定められており、第45期委員は平成30年2月7日付けで任命され、2020年2月6日に任期が終了する。

第45期委員名簿（◎会長 ○会長代理）

（平成30年2月7日～2020年2月6日）

区分	氏名	現職	備考
公益委員	◎ 須賀陽二	弁護士	第41期～
	○ 鈴木芳明	大分大学名誉教授	第42期～
	関 恵子	元大分県大阪事務所長	第44期～
	三浦恭子	一級建築士	第43期～
	深田茂人	弁護士	第44期～
労働者委員	幹事委員 佐藤寛人	連合大分会長	第44期～
	松尾竜二	新日鐵住金大分労働組合組合長	第43期～
	志賀慎二	日本郵政グループ労働組合 大分連絡協議会議長	第43期～
	藤本雅史	情報産業労働組合連合会 大分県協議会議長	第44期～
	太田美乃里	UAゼンセン大分県支部 男女共同参画推進委員長	第44期～
使用者委員	幹事委員 大塚伸宏	大分県経営者協会専務理事	第41期～
	赤松健一郎	三和酒類株式会社代表取締役会長	第40期～
	田北裕之	大分製紙株式会社代表取締役社長	第40期～
	白川憲一	大分交通株式会社常務取締役	第45期～
	大山直美	大分エコセンター株式会社 前代表取締役社長	第45期～

第45期委員（平成30年2月7日～）

公益委員



須賀 陽二
会長



鈴木 芳明
会長代理



関 恵子
委員



三浦 恭子
委員



深田 茂人
委員

労働者委員



佐藤 寛人
幹事委員



松尾 竜二
委員



志賀 慎二
委員



藤本 雅史
委員



太田美乃里
委員

使用者委員



大塚 伸宏
幹事委員



赤松健一郎
委員



田北 裕之
委員



白川 憲一
委員



大山 直美
委員

2 あっせん員候補者

第45期委員の任命（平成30年2月7日付け）に伴い、大分県労働委員会委員申合せの規定に基づき、平成30年2月13日付けで、あっせん員候補者の委嘱及び解任を行った。
また、事務局職員の異動に伴い、平成30年4月10日付けで委嘱及び解任を行った。

（平成30年4月10日現在）

氏名	現職	委嘱年月日
須賀陽二	大分県労働委員会会長 公益委員	平22. 2. 9
鈴木芳明	会長代理 公益委員	平25. 2. 26
関恵子	公益委員	平28. 2. 9
三浦恭子	〃	平26. 2. 12
深田茂人	〃	平28. 2. 9
佐藤寛人	労働者委員	平28. 2. 9
松尾竜二	〃	平26. 9. 24
志賀慎二	〃	平26. 2. 12
藤本雅史	〃	平28. 2. 9
太田美乃里	〃	平28. 2. 9
大塚伸宏	使用者委員	平22. 2. 9
赤松健一郎	〃	平20. 2. 12
田北裕之	〃	平20. 2. 12
白川憲一	〃	平30. 2. 13
大山直美	〃	平30. 2. 13
飯田聡一	大分県労働委員会 事務局長	平30. 4. 10
江藤博邦	〃 調整審査課長	平30. 4. 10

第3節 総会及び公益委員会議

労働委員会の重要事項は、すべて合議制の会議で決定され、労委規則第3条第1項に基づく総会及び公益委員会議並びに同条第2項に基づく調停委員会等の会議がある。

1 総 会

総会は委員全員で行い、原則として毎月第2及び第4火曜日に定例総会を開催し、そのほか必要なときには臨時総会を開催することになっている。平成30年中の臨時総会は、委員改選に伴い、2月7日（第1622回）に開催した。平成30年中の開催状況は次のとおりである。

総会開催状況一覧表

通算回数	開催期日	主 要 議 題
1621	1. 23	1 (不) 事件 (29年1号) について 2 (個) 紛争 (29年2号) について 3 平成29年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況の公表について 4 感謝状贈呈式及び辞令交付式並びに委員改選に伴う臨時総会等について
1622 (臨時)	2. 7	1 会長及び会長代理の選挙 2 平成29年度末及び30年度大分県労働委員会主要会議等日程について
1623	2. 13	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (不) 事件 (29年1号) について 3 (個) 紛争 (29年2号) について (解決)
1624	2. 27	1 (不) 事件 (29年1号) について 2 「悩まず どんとこい労働相談」週間について (報告)
1625	3. 13	1 (不) 事件 (29年1号) について 2 争議行為予告 3 九州地区労働委員会使用者委員代表者会議について (報告) 4 大分県労働委員会会報 (平成29年版) について
1626	3. 27	1 (不) 事件 (29年1号) について 2 (不) 事件 (30年1号) について (申立て) 3 (不) 事件 (30年2号) について (申立て) 4 争議行為予告 5 労働委員会事務局職員の異動について
1627	4. 10	1 あっせん員候補者の委嘱及び解任について 2 (不) 事件 (29年1号) について 3 (不) 事件 (30年1号) について 4 (不) 事件 (30年2号) について 5 (調) 事件 (30年1号) あっせんについて (申請) 6 争議行為予告 7 2017年度九州ブロック労委労協第2回幹事会について (報告) 8 平成30年度労働委員会主要会議日程について
1628	4. 24	1 (不) 事件 (29年1号) について 2 (不) 事件 (30年1号) について 3 (不) 事件 (30年2号) について 4 (調) 事件 (30年1号) について

通算回数	開催期日	主 要 議 題
1629	5. 8	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 (調) 事件 (30年 1 号) について 5 平成30年度九州労働委員会会長会議について (報告) 6 平成30年度大分県労働委員会委員研修計画について 7 第85回九州労働委員会連絡協議会の議題の追加について
1630	5. 22	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 (調) 事件 (30年 1 号) について 5 争議行為予告
1631	6. 12	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 (調) 事件 (30年 1 号) について 5 (調) 事件 (30年 2 号) あっせんについて (申請) 6 争議行為予告 7 「第85回九州労働委員会連絡協議会」について 8 平成30年度公益委員研修の開催について
1632	6. 26	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 (調) 事件 (30年 1 号) について 5 (調) 事件 (30年 2 号) あっせん不開始について (打切り) 6 「2018年度九州ブロック労委労協総会、研修会」について (報告) 7 「全国労働委員会会長・事務局長連絡会議」について (報告) 8 委員研究会の開催について 9 雇用労働情勢研修「2018年春闘の情勢について」(労働者委員)
1633	7. 10	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 (調) 事件 (30年 1 号) について 5 平成30年度公労使委員合同研修について 6 平成30年度公労使委員個別紛争専門研修について
1634	7. 24	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 (調) 事件 (30年 1 号) 終結について (打切り)
1635	8. 21	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 (不) 事件 (27年 1 号) の再審査申立て結果について 5 判例研修「労働法上の『労働者』について」(公益委員)

通算回数	開催期日	主 要 議 題
1636	9. 11	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 2018年度九州ブロック労委労協第 1 回幹事会について (報告) 5 平成30年度個別労働紛争処理制度周知月間における取組 (案) について 6 委員研究会の開催について 7 中央労働時報 8 月号巻頭言『労働委員会の窓から』への掲載について (報告)
1637	9. 25	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 判例研修「労働法上の『使用者』について」(公益委員)
1638	10. 9	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) について 3 (不) 事件 (30年 2 号) について 4 九州地区労働委員会使用者委員研修会について (報告)
1639	10. 24	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 (不) 事件 (30年 1 号) 終結について (取下げ) 3 (不) 事件 (30年 2 号) 終結について (取下げ) 4 争議行為予告 5 平成30年度九州労働委員会公益委員連絡会議について (報告) 6 第73回全国労働委員会連絡協議会総会について 7 「悩まず どんとこい労働相談」週間について (報告) 8 雇用労働情勢研修「同一労働同一賃金への企業の対応に関する調査結果について」(使用者委員)
1640	11. 13	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 争議行為予告 3 第73回全国労働委員会連絡協議会総会等について (概要報告)
1641	11. 27	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 争議行為予告 3 第73回全国労働委員会連絡協議会総会について (報告)
1642	12. 11	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 争議行為予告 3 今後の労働委員会の在り方に関する意見募集について 4 平成30年度末・31年度大分県労働委員会主要会議等日程 (案) について 5 判例研修「労働組合について」(公益委員)
1643	12. 25	1 (不) 事件 (29年 1 号) について 2 第74回全国労働委員会連絡協議会総会における議題 (案) の提出について 3 「今後の労働委員会在り方検討小委員会」委員の選出について 4 「悩まず どんとこい労働相談」週間の実施について

(不) : 労働組合法第 7 条の規定に基づく不当労働行為の救済申立て

(調) : 労働関係調整法第 2 章に規定するあっせん事件

(個) : 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に規定する紛争で、知事に事務委任され行うあっせん事件

2 公益委員会議

公益委員会議は、労働組合法第24条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第16条の2の規定により、公益委員のみの権限とされている事項を審議するものである。

なお、平成30年中は、公益委員会議の開催はなかった。

第4節 事務局職員

事務局職員名簿

(平成30年4月1日現在)

職名	氏名	転入年月日
事務局長	飯田 聡一	平30. 4. 1
調整審査課長	江藤 博邦	平30. 4. 1
課長補佐(総括)	佐藤 英貴	平29. 4. 1
課長補佐	河野 秀樹	平27. 5. 1
主査	中尾 徳利	平24. 4. 1
主査	松田 美穂	平28. 4. 1
専門員	滝田 敏裕	平30. 4. 1
主事	麻生 晃大	平29. 10. 1
(事務局長)	太田 尚人	平30. 3. 31退職
(課長)	後藤 大	平30. 3. 31退職
(主幹)	和田 啓二	平30. 3. 31転出

第2章 労働情勢の概要

第1節 国内情勢

1 雇用動向

雇用情勢は、平成30年12月の有効求人倍率は1.63倍で、前年同月を0.04ポイント上回り、完全失業率は2.4%で、前年同月から0.3ポイント改善した。また、年平均の完全失業者数（率）は166万人（2.4%）となり、前年の190万人（2.8%）に比べ24万人減となった。

2 労働組合の組織動向

厚生労働省調べの労働組合基礎調査の結果（平成30年6月30日現在）によれば、単一労働組合の労働組合員数は1,007万人で、前年に比べ8万8千人（0.9%）増となった。

一方、パートタイム組合員数は129万6千人と前年に比べ8万9千人（7.3%）増で、全労働組合員数に占める割合は13.0%となり、増加傾向が続いている。

3 労働情勢の概要

（1）春季賃上げ

厚生労働省が調査した主要企業（資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上で労働組合がある会社）334社の春季賃上げ妥結状況によれば、妥結額は加重平均で7,033円、賃上げ率は2.26%となり、前年を額で463円、率で0.15ポイント上回った。

（2）夏季一時金

厚生労働省が調査した主要企業（資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上で労働組合がある会社）414社の夏季一時金の妥結状況によれば、妥結額は加重平均で870,731円で、前年に比べ45,581円（5.52%）の増となった。

（3）年末一時金

厚生労働省が調査した主要企業（資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上で労働組合がある会社）351社の年末一時金の妥結状況によれば、妥結額は加重平均で862,986円で、前年に比べ32,361円（3.90%）の増となった。

第2節 県内情勢

1 雇用動向

雇用情勢は、平成30年12月の有効求人倍率が1.57倍で、前年同月を0.11ポイント上回った。

2 労働組合の組織動向

県雇用労働政策課調べの労働組合基礎調査結果（平成30年6月30日現在）によれば、労働組合数は480組合、組合員数は70,426人で、前年に比べ組合数は18組合減で、組合員数は1,092人（1.5%）減となった。非単位組合を含めた組合員数は76,013人で、推定組織率は15.3%（概算値）となり、前年に比べ0.5ポイント下回った。一方、パートタイム組合員数は7,261人で、前年に比べ59人（0.8%）減で、全組合員数に占める割合は9.6%で前年と比べ、0.1ポイント増となった。

3 労働情勢の概要

（1）春季賃上げ（県雇用労働政策課「春季賃上げ要求・回答・妥結状況調査」（平成30年6月30日現在））

101事業所の平均要求額（率）は加重平均で7,578円（2.96%）となった。

妥結した98事業所の平均妥結額（率）は加重平均で5,073円（1.99%）となった。

(2) 夏季一時金 (県雇用労働政策課「夏季一時金要求・回答・妥結状況調査」(平成30年7月31日現在))

97事業所の平均要求額(月数)は加重平均で651,722円(2.49月分)となった。

妥結した94事業所の平均妥結額(月数)は加重平均で598,406円(2.26月分)となった。

(3) 年末一時金 (県雇用労働政策課「年末一時金要求・回答・妥結状況調査」(平成30年12月21日現在))

97事業所の平均要求額(月数)は加重平均で628,475円(2.40月分)となった。

妥結した96事業所の平均妥結額(月数)は加重平均で572,886円(2.17月分)となった。

第3章 平成30年における審査・調査の実施状況

1 不当労働行為事件

事件番号	請求する救済の内容	申立年月日	調査回数	審問回数	証人数	審査の計画で定めた日数	計画変更により増減した日数	処 理 日 数			終 結 年月日	終 結 状況	備 考
								審査に要した日数	和解に要した日数	終結までに要した日数			
平成29年(不)第1号	<ul style="list-style-type: none"> 被申立人は、平成29年1月16日付けで申し入れた団体交渉に対し、根拠となる資料を提示して具体的に疎明するなどして、誠実に対応しなければならない。 被申立人は、申立人組合員に対する解雇を撤回するとともに、同人を原職に復帰させなければならない。 被申立人は、申立人組合員が、解雇以降原職に復帰するまでに受けるはずであった賃金相当額及びそれに係る遅延損害金を支払わなければならない。 ポスト・ノーティス 	29.8.9	9回	3回	5人	598日							翌年に繰越
平成30年(不)第1号	<ul style="list-style-type: none"> 被申立人は、申立人が平成29年3月17日付けで申し入れた未払い賃金の請求等についての団体交渉を、労働契約が存在しないということを理由に拒否してはならない。 ポスト・ノーティス 	30.3.19	4回							212日	30.10.16	取下げ	
平成30年(不)第2号	<ul style="list-style-type: none"> 被申立人は、申立人が平成29年3月17日付けで申し入れた未払い賃金の請求等についての団体交渉を、雇用していないという理由で拒否してはならない。 ポスト・ノーティス 	30.3.19	4回							212日	30.10.16	取下げ	

2 調整事件

(1) 労働争議の調整

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成30年(調)第1号	あっせん	・組合員の戒告処分の撤回	30. 3. 30	2回	1回	99日	30. 7. 6	打切り	
平成30年(調)第2号	あっせん	・組合員の解雇に関する解決金について	30. 5. 29	2回	—	16日	30. 6. 13	不開始	

(2) 個別労働関係紛争のあっせん

事件番号	区分	調整事項	申請年月日	調査回数	調整回数	処理日数	終結年月日	終結状況	備考
平成29年(個)第2号	あっせん	・不当な解雇撤回 ・入社祝い金に係る覚書の取消	29. 9. 29	2回	1回	118日	30. 1. 24	解決	

※ 大分県労働委員会規則第11条及び第12条の規定により、大分県労働委員会が実施した平成30年における不当労働行為事件及び調整事件の審査等の実施状況を公表するもの。

第 4 章 審 査

第 1 節 不当労働行為事件の審査

1 概 況

労働組合法第 7 条及び第 27 条の規定に基づく不当労働行為の救済申立てについては、平成 30 年中は 2 件であった。

なお、終結事件の平均所要日数の推移は、次のとおりである。

終結事件の平均所要日数

区分 年	終 結 区 分								総 数	
	命令・決定		関与和解		無関与和解		取 下		件 数	平均所要 日 数
	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数	件 数	平均所要 日 数		
26			1	511					1	511
27										
28										
29	2	557							2	557
30							2	212	2	212
1 件当り 平 均	2	557	1	511			2	212	5	410

2 不当労働行為事件審査取扱一覧表

No.	事件 番号	申立人区分	申立日 終結日	審査 委員	参与委員		担当 職員	備 考
					労	使		
1	平成29年 (不)第1号	組 合	29. 8. 9	深田 関	佐藤 藤本	大塚 白川	佐藤 中尾	①②③ 審査中
2	平成30年 (不)第1号	組 合	30. 3. 19 30. 10. 16	須賀 三浦	松尾 志賀	赤松 田北	佐藤 松田	②
3	平成30年 (不)第2号	組 合	30. 3. 19 30. 10. 16	須賀 三浦	松尾 志賀	赤松 田北	佐藤 松田	②

※ 備考欄の①②③は、それぞれ申立事由が労組法第 7 条の第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当することを示すものである。

3 事件の概要

(1) 平成29年(不)第1号

① 当事者

ア 申立人 X1組合
イ 被申立人 A会社

② 申立年月日 平成29年8月9日

③ 担当委員 (審査) 深田 茂人、関 恵子 (参与・労) 佐藤 寛人、藤本 雅史 (参与・使) 大塚 伸宏、馬場ヒロ子 (H30.2.6退任) 白川 憲一 (H30.2.7就任)

④ 請求する救済内容

- ア 被申立人は、平成29年1月16日付けで申し入れた団体交渉に対し、「207,000円＋歩合給」以上の回答はないとする自らの主張の根拠となる資料を提示して具体的に疎明するなどして、誠実に対応しなければならない。
- イ 被申立人は、申立人組合員に対する平成29年2月17日付け内容証明郵便による解雇を撤回するとともに、同人を原職に復帰させなければならない。
- ウ 被申立人は申立人組合員に対し、平成29年2月17日付け解雇通知以降原職に復帰するまでの間に同人が受けるはずであった賃金相当額(月額327,000円)及びこれに対する支払済みまで年6分の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- エ 被申立人は、別紙の文書(別紙省略)を被申立人の本店、各営業所ないし出張所の正面玄関並びに被申立人のホームページのトップページに掲示するとともに、申立人に速やかに手交しなければならない。

⑤ 申立人の主張要旨

- ア 平成29年1月4日付け「新年のご挨拶」という全従業員の回覧文において、「会社に敵対する社員」と表現があり、これは、申立人組合員を暗示しており、申立人が被申立人に対し、団交を申し入れ、賃金の回復を求めたという正当な組合活動に対し、会社としての敵意を示すものであり、他の従業員が申立人に加入することを躊躇させる効果を有し、申立人組合員の組合活動を阻害し、支配介入に当たる(労働組合法第7条第3号該当)。
- イ 平成29年1月16日付けで申し入れた団体交渉に対し、被申立人は「207,000円＋歩合給」以上の回答はない、申立人組合員及び申立人がこれを受け入れない以上、団体交渉には応じない旨の回答をして、団体交渉を拒否したことは、申立人組合員の賃金を上記金額に減額し、その根拠を明らかにしないうえ、上記金額からの増額の可能性を全く検討しようとはせず、増額の可能性がないことの資料を示すこともなく、自己の見解に固執したもので、不誠実な交渉態度であり、実質的な団体交渉拒否に当たる(労働組合法第7条第2号該当)。
- ウ 本件解雇は、申立人組合員や申立人が、被申立人に対し、団体交渉を申し入れ、賃金の回復を求めたり、ストライキをしたという正当な組合活動に対する、会社としての報復であり、他の従業員が申立人に加入することを躊躇させる効果を有し、申立人組合員の組合活動を阻害する不利益取扱いであるとともに、支配介入に当たる(労働組合法第7条第1号及び第3号該当)。

⑥ 被申立人の主張要旨

- ア 申立人は、会社役員(申立人組合員)の加入を許しているのであり、労働組合として会社(使用者)からは独立した自主性を維持しうる団体か否かは極めて疑わしく、労働組合法第2条が定める要件を充たしていないものと言わなければならない(労働組合法第2条第1項第1号)。
したがって、申立人は、労働組合法に基づく労働委員会の本件救済手続を享受できないものと思料される(労働組合法第5条第1項)。
- イ 「会社に敵対する社員」との抽象的な一言では、申立人組合員を特定するには至らない。ましてや、申立人の組合活動に対して会社として敵意を示すものであると読むこともできない。
かかる文言の回覧文書によって、申立人が言うような「他の従業員が申立人に加入することを躊躇させる効果」があることの論証も立証もなされていない。

上記回覧文書は、申立人組合員の組合活動を阻害するものではなく、ましてや、労働者の労働組合の結成、運営を支配し、介入するものでもない。

ウ 被申立人が申立人からの交渉申し入れを拒否したのは、被申立人が2度にわたり誠実に団体交渉に応じ、最大限譲歩した解決案を提示するも、申立人側は当初の賃金額（所長としての固定給の保障）に固執し、歩み寄りの姿勢は見られなかったことから、これ以上の交渉継続は実益をもたらさない客観的状況が認められたからであり、被申立人による交渉の拒否は、これ以上交渉を重ねても進展する見込みがない段階に至った場合の交渉の行き詰まりによる打ち切りである。

エ 申立人組合員の「ストライキ」はその目的において正当と言えるかは疑問があり、これに続く有休申請についても、もっぱら被申立人の業務妨害を目的とした有休権の濫用と評価されるべきことに照らすならば、被申立人が、申立人組合員が「労働組合の正当な行為」をしたことを理由に解雇したものでない。

⑦ 審査等経過

平成29年8月24日から平成30年7月11日までの間に調査を9回、同年3月29日に和解を1回、同年9月6日から同年11月19日までの間に審問を3回行った。

(2) 平成30年(不)第1号

① 当事者

ア 申立人 X2組合
イ 被申立人 B法人

② 申立年月日 平成30年3月19日

③ 担当委員 (審査) 須賀 陽二、三浦 恭子
(参与・労) 松尾 竜二、志賀 慎二
(参与・使) 赤松 健一郎、田北 裕之

④ 請求する救済内容

ア 被申立人は、申立人が平成29年3月17日付けで申し入れた未払い賃金の請求等についての団体交渉を、労働契約が存在しないということを理由に拒否してはならない。

イ 被申立人は、本命令書受領の日から一週間以内に、下記の内容の陳謝文(内容省略)を申立人組合に手交するとともに、同一内容の文書を55センチメートル×80センチメートル(新聞紙2頁大)の大きさの白紙に楷書で明瞭に記載して、温泉内の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

⑤ 申立人の主張要旨

ア 被申立人は、申立外C協会から温泉の維持管理業務を受託し、申立人組合員D及びE(以下「両名」という。)を管理人として雇用し、平成28年4月から業務を開始した。雇用契約書はDのみとの締結になっているが、被申立人は、温泉の管理人は男女複数が必要なので両名を雇用したいと申し出たものの、労働条件について両名との合意ができないまま、一方的にDのみとの契約書を押し付けたものであり、実態は両名を雇用したものである。

イ 被申立人は、申立人が労働条件の改善等を求めて申し入れた1回目の団体交渉には応じたが、両名の未払賃金の支払を求めて申し入れた2回目の団体交渉については、両名との雇用契約が存在しないという理由で拒否した。

ウ 両名は、温泉の管理人として、被申立人の指揮監督の下で労働に従事しており、就労日数に応じた賃金(日給)の支払い、労働・社会保険への加入、税の源泉徴収など、被申立人との使用従属関係は明らかであり、両名の労働組合法上の労働者性を否定することはできない。

エ 被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

⑥ 被申立人の主張要旨

ア Dと被申立人との契約関係は、雇用契約関係ではなく、業務委託契約関係であると認識している。また、被申立人とEとの間には何らの契約関係も存在しない。

イ 被申立人は、Dに業務を委託するに際し、必要な契約書類や手続について知識がなかったため、申立外C協会が行っていた手続をそのまま踏襲することにした。そのため、Dとの契約関係が、実態は業務委託契約であるにもかかわらず、「管理人雇用契約書」を使用し、雇用保険に加入するなどの法形式として誤った対応をしてきたものである。

- ウ 申立人は、被申立人が兩名に指揮監督を行っていたとするが、Dは、温泉内の施設を利用して食堂を経営するなどしており、これは指揮命令関係を前提とする雇用契約下においてはあり得ない行動である。
- エ 申立人の申立てを棄却する命令を求める。

⑦ 審査等経過

平成30年4月18日から同年9月20日までの間、調査を4回行った。同年10月16日、申立人から取下書が提出され、本事件は終結した。

⑧ 終結結果

取下げ

(2) 平成30年(不) 第2号

① 当事者

ア 申立人 X2組合
イ 被申立人 C協会

② 申立年月日 平成30年3月19日

③ 担当委員 (審査) 須賀 陽二、三浦 恭子
(参与・労) 松尾 竜二、志賀 慎二
(参与・使) 赤松 健一郎、田北 裕之

④ 請求する救済内容

- ア 被申立人は、申立人が平成29年3月17日付けで申し入れた未払い賃金の請求等についての団体交渉を、雇用していないという理由で拒否してはならない。
- イ 被申立人は、本命令書受領の日から一週間以内に、下記の内容の陳謝文(内容省略)を申立人組合に手交するとともに、同一内容の文書を55センチメートル×80センチメートル(新聞紙2頁大)の大きさの白紙に楷書で明瞭に記載して、温泉内の見やすい場所に10日間掲示しなければならない。

⑤ 申立人の主張要旨

- ア 被申立人は、温泉の維持管理業務を平成28年4月から申立外B法人に委託した。申立外B法人が申立人組合員D及びE(以下「兩名」という。)を雇用する際、年金受給を理由としてDとの雇用契約が締結できないと説明し、Dとの契約書を作成したのは、被申立人の業務を行っていたと思われる職員であり、Dの社会保険等の手続も当該職員が行った。
- イ 温泉で使う消耗品等の購入は、兩名が被申立人の売掛帳にサインする方法で行い、温泉の売上金は、兩名が被申立人の口座に入金していた。Dの出勤簿は毎月末に当該職員が回収に来ており、勤務時間管理についても被申立人が行っていたものと思われる。
- ウ 被申立人は、申立人が労働条件の改善等を求めて申し入れた1回目の団体交渉には応じたが、兩名の未払賃金の支払を求めて申し入れた2回目の団体交渉については、兩名と雇用契約はなく、賃金を支払っていた事実もないという理由で拒否した。
- エ 兩名の労働条件について、実質的支配力・影響力を有していた被申立人は、労働組合法上の使用者の地位にあるものとして、申立人との団体交渉に応ずべき立場にある。
- オ 被申立人の行為は、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

⑥ 被申立人の主張要旨

- ア 被申立人が、申立外B法人に対し、兩名の管理人採用について指導したことはない。また、Dとの契約書の作成、社会保険等の手続について、被申立人は関与していない。
- イ 消耗品の購入代金は、申立外B法人との業務委託契約により被申立人の負担とされ、業務の効率化のために被申立人の売掛帳にサインする方法をとっていた。売上金の入金についても、申立外B法人との間で合意されたものである。また、被申立人が出勤簿を回収したり勤務時間管理をしたことはない。
- ウ 被申立人は、兩名の労働条件に関し、指揮命令関係にない。また、兩名の使用者ではなく団体交渉に応ずべき立場にはない。
- エ 申立人の請求をいずれも棄却するとの命令を求める。

⑦ 審査等経過

平成30年4月18日から同年9月20日までの間、調査を4回行った。同年10月16日、申立人から取下書が提出され、本事件は終結した。

⑧ 終結結果

取下げ

第2節 証人等出頭命令

平成30年中は、労働組合法第27条の7第1項に基づく証人等出頭命令の申立てはなかった。

第3節 再審査事件

当労委の命令・決定を不服として中央労働委員会へ申立てがなされた再審査事件は、前年からの繰越事件1件であり、和解の認定により審査手続が終了した。

中 労 委 事件番号	当 労 委		再 審 査			備 考
	事件番号	終結年月日 終結区分	申 立 人	申立年月日 終結年月日	結 果	
平成29年(不再) 第49号	平成27年(不) 第1号	29. 9. 29 ----- 棄 却	申 立 人	29. 10. 5 ----- 30. 7. 11	関与和解	和解認定により審査手続終了

第4節 行政訴訟事件

平成30年中は、当労委の命令・決定を不服とする行政訴訟はなかった。

第5節 労働組合の資格審査

1 概 況

労働組合法第5条の規定に基づく組合資格審査について、平成30年中の新規係属件数は2件で、前年から繰越となったもの1件と合わせ、計3件である。

また、調査中で翌年に繰り越したものが1件である。

2 組合資格審査取扱一覧表

No.	審査番号	組 合 名	組合 員数	係 属 年月日	係 属 事 由	終 結 年月日	終結 結果
1	平成29年 第1号	X 1 組合	217	29. 8. 9	不当労働行為		次年繰越
2	平成30年 第1号	X 2 組合	240	30. 3. 19	不当労働行為	30. 10. 16	取下げ
3	平成30年 第2号	X 2 組合	240	30. 3. 19	不当労働行為	30. 10. 16	取下げ

第5章 調 整

第1節 労働争議の調整

1 概 況

労働争議の調整には、労働関係調整法第2章、第3章及び第4章にそれぞれ規定するあっせん、調停、仲裁があるが、平成30年の取扱状況は、次のとおりである。

(1) 調整事件調整件数

平成30年の取扱件数は、あっせん2件であり、すべて新規係属事件である。

(2) 申請者別、主要調整事項別、産業別申請状況

労働組合及び使用者からそれぞれ1件ずつ申請があり、労働組合からの申請は合同労組によるものである。

主要調整事項別では、解雇手当が1件、その他が1件となっている。

産業別では、医療業1件、建設業1件となっている。

(3) 終結状況

係属事件2件は全て終結した。終結内訳は、打切り1件、不開始1件となっている。

(4) 終結事件処理日数

終結事件の処理日数は、打切りが99日、不開始が16日で、1事件当たりの平均処理日数は57.5日となっている。

調整区分別申請及び調整件数

区分		年											計
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
新 規 申 請	あ っ せ ん	3	7	6	6	9	3	4	1			2	41
	調 停												
	仲 裁												
	小 計	3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	41	
前年からの繰越(あっせん)		1			1								—
取 扱 件 数		4	7	6	7	9	3	4	1	0	2	43	

申請者別申請件数

区分		年											計
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
組 合 申 請		3	7	6	6	9	3	4	1			1	40
使 用 者 申 請												1	1
双 方 申 請													
職 権													
合 計		3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	41	

主要調整事項別申請件数

区分		年										
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
経済的事項	賃上げ		1									1
	一時金	1	1									2
	解雇手当										1	1
	その他											0
	小計	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1
非経済的事項	労働協約				1	1						2
	解雇	1	2		1	2		1	1			8
	配置転換・出向				1		1	1				3
	団交促進	1	1	5	3	4	1					15
	その他		2	1		2	1	2			1	9
小計	2	5	6	6	9	3	4	1	0	1	37	
合計		3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	41

産業別申請件数

区分		年										
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
< 建設業 >											1	1
< 製造業 >			1					1				2
食料品製造業			1									1
パルプ・紙・紙加工品製造業								1				1
< 運輸業 >		1		1	1			2				5
鉄道業								1				1
道路貨物運送業		1		1	1			1				4
< 卸売業、小売業 >			1	1		2	1	1	1			7
< 不動産業、物品賃貸業 >			1									1
< 学術研究、専門・技術サービス業 >			1			1						2
技術サービス業			1			1						2
< 宿泊業・飲食サービス業 >						1						1
< 医療、福祉 >			2	1	3	5	1				1	13
医療業			1	1	3	5	1				1	12
社会保険・社会福祉・介護事業			1									1
< 教育、学習支援業 >		1		3								4
< サービス業 >		1	1		2		1					5
労働者派遣業		1										1
廃棄物処理業					1		1					2
その他のサービス業			1		1							2
合計		3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	41

終結状況・解決率

区分	年										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
解 決	2	1	5	3	2		2	1			16
打 切 り		2		1	1	1	2			1	8
取 下 げ		1		3	3	2					9
規則65条2項(不開始)	2	3			3					1	9
合 計	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	42
解 決 率 (%)	100	33.3	100	75.0	66.7	0	50.0	100	—	0	66.7

注1) 繰越事件は、終結年で計上している。

注2) 解決率は、平成24年から中労委にあわせて見直したため、23年以前の会報の解決率とは一致しない。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

終結事件処理日数

区分	年										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
10日以下	2	1									3
11～20日		2		1	3	1				1	8
21～30日		4		1	2	1					8
31～60日	1		3	3	4		3				14
61～90日			1	2			1	1			5
91日以上	1		1			1				1	4
件 数 計	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	42
延べ処理日数	164	154	360	315	265	152	201	76	—	115	1,802
1件当たり平均処理日数	41.0	22.0	72.0	45.0	29.4	50.7	50.3	76	—	57.5	42.9

注1) 繰越事件は、終結年で計上している。

注2) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

2 労働争議調整事件調整状況一覧表

No.	事件番号	調整区分	業種	申請者	申請年月日	従業員数	組合員数	あっせん事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	結年月日	処理日数	終状況	担当職員
1	30年(調) 1号	あっせん	医療業	組合	30. 3. 30		630	・組合員の戒告処分の撤回	鈴木 木田 大山	30. 4. 2 事前調査 (申請者) 30. 4. 26 事前調査 (被申請者) 30. 7. 6 第1回あっせん	30. 7. 6	99	打ち切り	佐藤 河野
2	30年(調) 2号	あっせん	建設業	使用者	30. 5. 29	13	92 (1)	・組合員の解雇に関する解決金について	指名前終結	30. 5. 29 事前調査 (申請者) 30. 6. 8 事前調査 (被申請者) 30. 6. 13 不開台決定	30. 6. 13	16	不開台	河野 滝田

注1) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

注2) 組合員数欄の括弧書きは、当該事業所における組合員数である。

3 事件の概要

(1) 平成30年(調)第1号あっせん事件

当事者	申請者	X3組合
	被申請者	一般社団法人D 業種 医療業
申請年月日	平成30年3月30日	
終結年月日	平成30年7月6日	
終結区分	打切り	
あっせん事項	戒告処分の撤回	
あっせん員	鈴木芳明(公)、太田美乃里(労)、大山直美(使)	
事件の概況	<p>1 申請者の主張 平成30年1月に申請者組合員は、被申請者に懲戒解雇された前院長から、医師5名に書類を渡すよう頼まれ、勤務時間中に医局秘書へ書類の配布を依頼した。 被申請者は、この申請者組合員の行為は職場の風紀や秩序を乱すものであるとして、申請者組合員及び医局秘書の両名に懲戒処分を課したが、申請者組合員を始末書の提出を伴う戒告とした一方、医局秘書は口頭による訓告という軽い処罰で済ませた。 この両名に対する処分の不均衡は不当であり、また、一般的に「戒告」とは将来を戒めるものであって始末書の提出は伴わないものであることから、申請者組合員への当該処分は過重であって、懲戒権の濫用に当たる。</p> <p>2 被申請者の主張 申請者組合員は医局秘書より職位が上であり、一連の行為において主導的な立場にあった。また、被申請者の事実確認に対して、当初はその関与を認めなかったという事実があることから、処分が医局秘書より重くなるのは当然である。 また、「戒告」について法律上の定義はなく、当該戒告処分は就業規則に則っているため、何ら法的瑕疵はない。</p> <p>3 あっせんの経緯及び結果 冒頭の事情聴取において、申請者から、懲戒処分を理由として申請者組合員のみ夏の賞与を減額された旨の主張があった。それについて被申請者からは、賞与の減額は人事考課によるものであり、懲戒処分としての減給ではない旨の反論があった。 申請者は、賞与の減額根拠に、ありもしない人事考課を持ち出してくる被申請者とは信頼関係が保てないとして、それ以上のあっせんは望まない姿勢を明らかにしたため、あっせん員協議の結果、双方の主張に隔たりが大きく、これ以上の歩み寄りとは望めないと判断し、あっせんの打ち切りを決定した。 そもそも、申請者は申請当初に、当該戒告処分が前院長と被申請者との間の懲戒解雇やそれに関する訴訟問題に起因するものではなく、また今後も申請者組合員に対して、前院長との関係を理由とした不利益な取扱いを行わないことを、被申請者が明らかにするのであれば、戒告処分の受入れについても再考の余地がある、と譲歩の姿勢を示していたが、夏の賞与減額のあおりで、一気に被申請者に対する不信感が増してしまい、解決には至らなかった。 実際に、あっせんの過程で被申請者は、戒告処分の撤回はしないが、始末書に記載する内容及び始末書の提出について強制するつもりはなく、仮に始末書が提出されなかったとしても、それを理由に新たな処分を課すことは事実上ないものと考えている旨の発言をしており、あっせんの時期によっては解決の可能性があったものと考えられる。</p>	

(2) 平成30年(調)第2号あっせん事件

当事者	申請者	E株式会社 業種 建設業
	被申請者	X4組合
申請年月日	平成30年5月29日	
終結年月日	平成30年6月13日	
終結区分	不開始	
あっせん事項	組合員の解雇に関する解決金について	
あっせん員	指名前終結	
事件の概況	<p>1 申請者の主張 申請者は新規事業として衛生環境機器等の販売等を行う環境部門を立ち上げ、その営業職として被申請者組合員(以下「組合員」という。)を平成29年3月に雇用した。 組合員は勤務態度が良くなく、休むときも会社に報告せず、同僚に電話連絡するだけであった。 そうした中、組合員は平成30年4月24日から無断欠勤し、ゴールデンウィークもあった関係で結果的に5月6日まで休んだ。 組合員は5月7日に出勤してきたが、何も言わず、仕事を始めたので、組合員を別室に呼んで「そういう態度であるならば、今後一緒に仕事はできない。明日から来なくていい。」と伝え、事実上解雇を言い渡した。 その後、組合員の求めに応じて5月16日付けで「解雇理由証明書」を郵送したところ、5月21日付けで被申請者から「組合員の解雇を撤回し、元の仕事に就労させること」を要求事項とした団体交渉の申入れが届いたため、5月25日に団体交渉に応じた。 団体交渉で、被申請者及び組合員はまず復職を求め、もし、復職できないならば、解雇予告手当とは別に解決金として賃金の6か月分を支払うよう主張した。 申請者としては①組合員を復職させることはできないし、②会社の状況から1か月分の解雇予告手当以外の解決金として賃金6か月分の支払いをする余裕はない。</p> <p>2 被申請者の主張 無断欠勤したからといっていきなり解雇はあんまりではないか。まず始末書をとるべきではなかったのか。また、無断欠勤は2週間続けば解雇というのが一般的ではないか。 もし、復職できないのであれば、解雇予告手当とは別に解決金として賃金の6か月分を支払ってもらいたい。</p> <p>3 あっせんの結果 6月13日に被申請者から労働審判等を利用したいので、あっせんには参加しない旨の回答があったことから、会長に報告し、あっせんの不開始を決定し、本紛争は終結した。</p>	

第2節 個別労働関係紛争のあっせん事件

1 概 況

(1) あっせん事件調整件数

平成30年の取扱件数は1件であり、前年からの繰越事件である。

(2) 申請者別、あっせん事項別、産業別申請状況

前年からの繰越事件1件は、労働者からの申請によるものである。

あっせん事項別では、解雇1件、その他1件となっている。

産業別では、運輸業となっている。

(3) 終結状況

係属事件1件は終結した。終結内訳は、解決となっている。

(4) 終結事件処理日数

終結事件の処理日数は118日となっている。

個別労働関係紛争のあっせん事件申請及び調整件数

区分 \ 年	年										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
新規申請件数	4	6	5	3	2	3	1	1	2		27
前年からの繰越件数				1	1					1	—
取扱件数	4	6	5	4	3	3	1	1	2	1	30

申請者別申請件数

区分 \ 年	年										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
労働者申請	4	6	5	3	2	3	1	1	2		27
使用者申請											
双方申請											
合計	4	6	5	3	2	3	1	1	2	—	27

あっせん事項別申請件数

区分	年											計
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
新規申請件数	4	6	5	3	2	3	1	1	2	—	27	
経営又は人事	1	3	3	3	4	2	1		4		21	
解雇	1		3	3	2	2	1		1		13	
配置転換、出向・転籍		2			2						4	
復職		1							1		2	
退職									1		1	
勤務延長、再雇用											0	
その他経営又は人事									1		1	
賃金等	3	4	1	3	1	1		1			14	
賃金未払い	2	2	1		1	1					7	
賃金増額		1									1	
賃金減額		1		1							2	
一時金	1							1			2	
退職一時金				1							1	
解雇手当											0	
諸手当				1							1	
その他賃金											0	
労働条件等		1				1					2	
年次有給休暇						1					1	
時間外労働											0	
安全・衛生											0	
労働保険											0	
その他の労働条件等		1									1	
職場の人間関係	1	2	1								4	
セクハラ		1									1	
嫌がらせ	1	1	1								3	
その他	1	1	4	1		1			1		9	
その他	1	1	4	1		1			1		9	
総計	6	11	9	7	5	5	1	1	5	—	50	

注) 件数は、1件当たり複数の項目があるため、申請件数とは一致しない。

産業別申請件数

区分	年											計
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
農業			1									1
建設業	1											1
製造業		1	1	1								3
（食料品製造業）												0
（木材・木製品製造業）												0
（印刷・同関連業）												0
（プラスチック製品製造業）		1										1
（業務用機械器具製造業）				1								1
（その他の製造業）			1									1
情報通信業	1						1	1				3
（通信業）	1						1	1				3
運輸業					1				2			3
（道路旅客運送業）									1			1
（道路貨物運送業）					1				1			2
卸売業・小売業		1		1	1							3
金融業・保険業												0
不動産業												0
宿泊業、飲食サービス業		1		1		1						3
（宿泊業）				1								1
（飲食店）		1				1						2
生活関連サービス業		1				1						2
（美容業）		1										1
（娯楽業）						1						1
教育・学習支援業		1										1
（学習塾）		1										1
医療・福祉	1	1										2
（医療業）												0
（社会保険・社会福祉・介護事業）	1	1										2
サービス業	1		3			1						5
（自動車整備業）			1									1
（労働者派遣業）												0
（その他の事業サービス業）	1											1
（その他のサービス業）			2			1						3
合 計	4	6	5	3	2	3	1	1	2	—		27

終結状況・解決率

年 区分	年										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
解 決	1	2	3	1	3	1	1			1	13
打 切 り		3				1			1		5
取 下 げ	1		1	2		1					5
不 開 始	2	1						1			4
合 計	4	6	4	3	3	3	1	1	1	1	27
解決率 (%)	100	40.0	100	100	100	50.0	100	—	—	100	72.2

注) 解決率は、平成24年から中労委にあわせて見直したため、23年以前の会報の解決率とは一致しない。

$$\text{解決率} = \frac{\text{解決件数}}{\text{取下げ・不開始を除く終結件数}} \times 100$$

終結事件処理日数

年 区分	年										
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
10 日 以 下	1	1		2							4
11 ~ 20 日	1		1								2
21 ~ 30 日	1	1	1		1	2		1			7
31 ~ 60 日	1	3	2	1	2	1	1		1		12
61 ~ 90 日											0
91 日 以 上		1								1	2
件 数 計	4	6	4	3	3	3	1	1	1	1	27
延 べ 処 理 日 数	97	280	129	62	114	88	40	30	59	118	1,017
1 件 当 たり 平 均 処 理 日 数	24.3	46.7	32.3	20.7	38.0	29.3	40.0	30.0	59.0	118.0	37.7

注1) 繰越事件は、最終年で計上している。

注2) 処理日数は、申請月日（当日を含む）から終結月日（当日を含む）までの日数をいう。

2 個別労働関係紛争事件調整状況一覧表

No.	事件番号	申請者	申請年月日	業種	従業員数	あっせん事項	あっせん員 (公) (労) (使)	調整経過	結年月日	処理日数	終結状況	担当職員
1	29年(個) 2号	労	29. 9. 29	運輸業	105	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な解雇撤回 ・入社祝い金に係る覚書の取消 	須賀 太 大	29. 9. 29 事前調査(申請者) 29. 10. 26 事前調査(被申請者) 30. 1. 24 第1回あっせん	30. 1. 24	118	解決	佐藤 松田

注) 処理日数は、申請月日(当日を含む)から終結月日(当日を含む)までの日数をいう。

平成29年（個）第2号あっせん事件

当事者	申請者	X 1
	被申請者	株式会社F 業種 運輸業
申請年月日	平成29年9月29日	
終結年月日	平成30年1月24日	
終結区分	解決	
あっせん事項	不当な解雇撤回 入社祝い金に係る覚書の取消	
あっせん員	須賀陽二（公）、太田美乃里（労）、大塚伸宏（使）	
事件の概況	<p>1 申請者の主張</p> <p>X 1は、平成29年9月20日にF社に運転手として入社し、同日、入社祝い金10万円を受領した。なお、採用後5か月間は、試用期間とされた。</p> <p>同月21日にX 1が出社していたところ、所長から経歴詐称により採用を取り消すと言われ、入社祝い金も一括して返還するよう求められた。</p> <p>X 1は、G社に運転手として勤務していたが、うっかりその経歴を履歴書に書き忘れた。また、面接時にも何も聞かれなかったため、その経歴を説明しなかった。F社が協会に申請者の乗務員証を登録しようとした際、G社の乗務員証が登録されたままだったので、X 1が記載し忘れた経歴をF社が知ることとなり、経歴詐称と判断された。</p> <p>また、所長等から、その場で退職届も書くように言われ、X 1は言われるがままに退職届を記載し、提出した。</p> <p>入社祝い金については、X 1が一括返還には応じられないと断ると、所長等から、妻の給料支給日、児童手当支給日及び父の年金支給日に3分割して返還するという内容の覚書を書くように一方的に言われ、言われるがままにその場で記載した。</p> <p>X 1は、履歴事項の単なる記載ミスで解雇となったことと、入社祝い金の返還に係る覚書を自分の意思に反して書かされたことに納得できず、あっせん申請することにした。</p> <p>2 被申請者の主張</p> <p>X 1は、履歴事項の単なる記載ミスと主張しているが、G社の在籍期間と履歴書に記載されている運送会社の在籍期間が完全に重複していることから、単なる記載ミスとは到底思えない。</p> <p>また、X 1が、未経験者が対象となる賃金保障について質問をしてきたことや、履歴書にG社での勤務歴の記載がなかったことから、申請者が未経験者であると思いこんでいた。</p> <p>職歴については、面接時に履歴書の記載に沿って、事業所の所在地、仕事内容及び退職の理由を質問しており、仮に単なる記載ミスや勘違いだとすれば、この時に訂正できたはずである。</p> <p>また、10年以上前の職歴を間違えたのであれば多少理解できるが、直近の職歴に関して完全に就業期間が重複していることは、意図的に改ざんしたと考えるのが自然である。</p> <p>申請者が乗務員経験者であることは、乗務員登録申請を通じて判明した</p>	

が、それがなければ、乗務員経験者であるのに未経験者として賃金保障を行っていたと考えられる。

以上のことから、採用を取り消したことは、当然の処置であると考ええる。

退職願については、被申請者としては採用取消という処分が妥当と考えているが、後々のトラブルを防ぐため、採用取消は申請者も同意の上であるという意味合いで、本人から提出させたものである。

入社祝金の返還については、申請者から一括返還に応じられないと申し出があり、支払える日はいつなのかを確認したら、申請者の方から支払える日を申し出たため、覚書に書いてもらったものである。よって、誓約書の内容については、会社が強制したものではない。

3 あっせんの結果

第1回あっせんを平成30年1月24日に実施した。本紛争の早期解決のため、被申請者が申請者に対し入社祝い金の返還を求めないこととすることで合意し、あっせん員立会いの下に協定書を締結して本紛争は解決し、終結した。

第3節 争議行為予告及び労働争議実情調査

1 争議行為予告

労働関係調整法第37条による公益事業の争議行為予告は42件で、うち当労委が直接受理したものは2件であった。

争議行為予告一覧表

番号	受付 月 日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
1	2.19	国鉄労働組合	陸上旅客	賃上げ等に関する 要求	中労委
2	〃	ANA乗員組合	航 空	人員配置に関する 要求等	〃
3	2.26	ANAウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する 要求等	〃
4	〃	日本航空ユニオン	航 空	賃上げ等に関する 要求等	〃
5	〃	日本航空(株)(相手方:日本航空ユニオン)	航 空	〃	〃
6	3. 1	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	賃上げ等に関する 要求等	大分労委
7	3. 5	全国電力関連産業労働組合総連合	電 力	春季生活闘争に関 する要求等	中労委
8	〃	全日本建設交運一般労働組合全国鉄道本部	陸上旅客	賃上げ等に関する 要求等	〃
9	〃	日本金属製造情報通信労働組合・ J M I T U通信産業本部	通 信	賃上げ要求等	〃
10	〃	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	賃上げ要求等	〃
11	〃	全日本赤十字労働組合連合会	病 院	勤務評定の撤回等 に関する要求	〃
12	〃	エヌ・ティ・ティ労働組合	通 信	賃金改善要求等	〃
13	〃	長崎バスユニオン	陸上旅客	賃上げ要求等	〃
14	3.12	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	被解雇者に関する 要求	〃
15	〃	KDDI労働組合	通 信	賃金改善要求等	〃
16	〃	日本航空(株)(相手方:日本航空乗員組合)	航 空	安全運航に関する 要求等	〃
17	〃	日本航空(株)(相手方:日本航空キャビン クルーユニオン)	航 空	被解雇者に関する 要求	〃
18	〃	全日本空輸乗員組合	航 空	賃金に関する要求	〃
19	〃	全日本空輸乗員組合	航 空	採用数に関する追 加要求	〃

番号	受付 月 日	通 知 者	業 種	争 議 項 目	受 付 労 委
20	3.12	全日本空輸乗員組合	航 空	勤務に関する要求	中労委
21	〃	日本私鉄労働組合総連合会	陸上旅客	賃上げ要求等	〃
22	〃	日本航空乗員組合	航 空	安全運航に関する 要求等	〃
23	〃	長崎私交通労働組合	陸上旅客	賃上げ要求等	〃
24	3.19	全国港湾労働組合連合会	港 湾	産別労働条件及び 産別協定の改定に 関する要求	〃
25	4. 2	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金改善要求等	〃
26	5.14	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	一時金の要求等	〃
27	5.28	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	一時金の要求等	〃
28	〃	A N A ウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する 要求等	〃
29	6. 8	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	勤務に関する要求	〃
30	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビン クルーユニオン)	航 空	勤務に関する要求	〃
31	10.18	大分県医療・福祉労働組合連合会	病 院	秋季生活闘争に関 する要求等	大分労委
32	10.22	全国建設交運一般労働組合	道路貨物	秋闘、年末一時金 に関する要求等	中労委
33	〃	A N A ウイングス乗員組合	航 空	安全運航に関する 要求等	〃
34	10.29	日本航空ユニオン	航 空	勤務に対する要求 等	〃
35	〃	全日本赤十字労働組合連合会	航 空	賃上げ要求等	〃
36	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空ユニオン)	航 空	2018年末要求	〃
37	11. 5	日本航空キャビンクルーユニオン	航 空	勤務に関する要求 等	〃
38	〃	日本航空(株) (相手方: 日本航空キャビン クルーユニオン)	航 空	2018年末要求	〃
39	〃	全日本運輸産業労働組合連合会	道路貨物	年末一時金要求等	〃
40	11.12	国家公務員共済組合連合会病院労働組合	病 院	賃金、冬季一時金 に関する要求等	〃
41	11.26	全日本国立医療労働組合	病 院	賃金、業績手当に 関する要求等	〃
42	12. 3	長崎私交通労働組合	陸上旅客	2018年労働協約改 定に関する要求	〃

2 労働争議実情調査

労働委員会規則第62条の2に基づく労働争議の実情調査（労働争議が発生するおそれがある状態も含む）のうち、県内に係るものは、前年から繰越したものが6件、平成30年中に争議行為予告があったものが40件で、計46件であった。

労働争議実情調査一覧表

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況
29-15	4. 3	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金改善要求等	11. 21	解決
29-25	〃	宇佐病院労働組合	賃金・一時金等	1. 12	〃
29-35	11. 20	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金、冬季一時金 に関する要求等	11. 21	〃
29-36	11. 20	全日本国立医療労働組合大分地区協議会大分支部	賃金、業績手当に 関する要求等	2. 7	〃
29-37	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会別府支部	〃	〃	〃
29-38	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会西別府支部	〃	〃	〃
1	3. 1	大分医療生協労働組合	賃上げ等に関する 要求等	6. 5	解決
2	〃	宇佐病院労働組合	〃	7. 19	〃
3	〃	山本病院労働組合	〃	4. 16	〃
4	3. 5	豊後通運労働組合	賃上げ要求等	5. 12	〃
5	〃	東久大通運労働組合	〃	6. 4	〃
6	〃	臼杵運送労働組合	〃	5. 12	〃
7	〃	大分海陸労働組合	〃	5. 11	〃
8	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	4. 1	〃
9	〃	大分運輸労働組合	〃	4. 12	〃
10	〃	江藤運輸労働組合	〃	5. 31	〃
11	〃	大分赤十字病院労働組合	勤務評定の撤回等 に関する要求	11. 23	〃
12	3. 12	大分交通労働組合	賃上げ要求等	3. 20	〃
13	〃	大分バス労働組合	〃	〃	〃
14	〃	日田バス労働組合	〃	〃	〃
15	〃	亀の井バス労働組合	〃	〃	〃
16	4. 2	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金改善要求等	11. 21	〃
17	5. 14	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	夏季一時金要求等	6. 5	〃
18	5. 28	豊後通運労働組合	一時金の要求等	7. 14	〃
19	〃	東久大通運労働組合	〃	7. 28	〃
20	〃	臼杵運送労働組合	〃	7. 31	〃
21	〃	大分海陸労働組合	〃	7. 31	〃
22	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	7. 10	〃
23	〃	大分運輸労働組合	〃	7. 31	〃
24	〃	江藤運輸労働組合	〃	7. 6	〃
25	10. 18	大分医療生協労働組合	賃金・一時金等	12. 4	〃

事件 番号	受付 月日	組 合 名	争 議 項 目	調 査 月 日	終 結 状 況
26	〃	宇佐病院労働組合	〃	12.28	繰越
27	〃	山本病院労働組合	〃	12.12	解決
28	〃	全国建設交運一般労働組合	年末一時金要求等	12.28	繰越
29	10.29	大分赤十字病院労働組合	賃上げ要求等	11.23	解決
30	11.5	豊後通運労働組合	一時金の要求等	11.17	〃
31	〃	東久大通運労働組合	〃	12.11	〃
32	〃	臼杵運送労働組合	〃	11.24	〃
33	〃	大分海陸労働組合	〃	11.26	〃
34	〃	ダイヤモンドライン労働組合	〃	11.26	〃
35	〃	大分運輸労働組合	〃	11.26	〃
36	〃	江藤運輸労働組合	〃	12.5	〃
37	11.12	国家公務員共済組合連合会病院労働組合新別府支部	賃金、冬季一時金 に関する要求等	11.21	〃
38	11.26	全日本国立医療労働組合大分地区協議会大分支部	賃金、業績手当に 関する要求等	12.28	繰越
39	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会別府支部	〃	〃	〃
40	〃	全日本国立医療労働組合大分地区協議会西別府支部	〃	〃	〃

第6章 労働相談業務・個別労働紛争処理制度周知月間

第1節 労働相談業務の概況

当委員会では、労働関係紛争のあっせんや不当労働行為事件の審査の前段に寄せられる相談に対する助言等を、労働委員会の特性を活かしながら実施した。
平成30年の実績は次のとおりである。

相談業務の状況（平成30年1月～12月）

区 分	相談者別			内 容 別											計		
	労働者	使用者	計	団体交渉	経営・人事				賃金等			労働条件等		その他			
					解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇			その他	
相談件数	集 団	6	3	9	(3) 6	(1) 1			1	2						(1) 7	(5) 17
	個 別	161	7	168		(3) 22	4	1	37	38	4	1	36	17	53	(2) 90	(10) 303
	計	167	10	177	(3) 6	(4) 23	4	1	38	40	4	1	36	17	53	(3) 97	(15) 320
相談方法	来 所	61	6	67	(1) 4	(2) 12	1	1	23	19	3	1	16	9	28	(2) 33	(8) 150
	相談電話	106	4	110	(2) 2	(2) 11	3		(2) 15	21	1		20	8	25	(1) 64	(7) 170
	Eメール等			0													0
相談のうち、あっせんに至った件数	集 団		1	1	1	1										1	3
	個 別																

注1) ()は使用者からの相談分の再掲

注2) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

年別相談件数の推移

区 分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年
相談件数	153	149	172	200	246	300	423	383	319	251	238	294	320
うち 相談週間	100	104	123	103	100	134	146	144	119	85	72	109	113

※ 労働相談業務は、平成18年2月開始

第2節 労働相談週間

平成30年2月及び10月に、「悩まず どんとこい労働相談週間」を設定し、集中的に相談を受け付けた。その実績は次のとおりである。

第1回相談週間【平成30年2月1日（水）～7日（火）】の実績

区分	相談者別			内容別											計	
	労働者	使用者	計	経営・人事				賃金等			労働条件等		その他			
				解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇		その他		
相談件数	54	2	56	0	6	2	1	10	11	0	1	12	7	13	24	87
相談方法	来所	10	10		1		1	2	4		1	3	0	1	2	15
	相談電話	44	2	46		5	2	8	7			9	7	12	22	72
	Eメール等															0

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

第2回相談週間【平成30年10月1日（月）～7日（日）】の実績

区分	相談者別			内容別											計	
	労働者	使用者	計	経営・人事				賃金等			労働条件等		その他			
				解雇	配転	懲戒処分	その他	賃金未払	退職金	時間外手当	その他	年休・休暇		その他		
相談件数	17	0	17	0	1				5			4	2	4	10	26
相談方法	来所	4	4									2	2	2	4	10
	相談電話	13	13		1				5			2		2	6	16
	Eメール等															0

注) 内容別件数は、1件当たり複数の項目もあるため相談件数と一致しない。

労働相談週間周知のため、関係機関等にリーフレットやチラシを配布するとともに、新聞、テレビ・ラジオ、県・市町村・各種団体等の広報紙・インターネット等による広報を行った。

大分県労働委員会

悩まず どんとこい労働相談

○電話での相談：097-536-3650
097-506-5251
097-506-5241

○来所での相談：大分県労働委員会事務局
(県庁舎本館7F 大分市大手町3丁目1-1)
※土・日に来所相談をされる方は、裏面をご覧ください

実施期間 10月1日(月)～10月7日(日)
平日：9時～20時(来所相談の受付は、18時30分まで)
土・日：9時～17時(来所相談の受付は、16時まで)

解雇 賃金未払い セクハラ
配置転換 相談は無料です 賃金切り下げ
労働条件 秘密は厳守いたします 職場でのいじめ
労働時間のルールづくり 職場でのいじめ パワハラ

大分県労働委員会は、労使紛争を解決するための県の行政機関です。労働相談では、専門的なアドバイスのほか、ご相談内容に応じて、「あっせん制度」のご案内や適切な機関の紹介を行う場合もあります。

① 当事者双方の主張を丁寧に聴いて、お互いの歩み寄りによる円滑な紛争解決をお手伝いする制度です。
② あっせん員は、労働問題の専門家であり、経験豊富な公労使の三者委員により構成されます。

○ チラシ

労働者・事業主のみならずへ

労働委員会

ご存じですか？

～雇用のトラブル～

「あっせん」で解決しませんか？

賃金未払い 配置転換 賃金切り下げ
セクハラ 労働者側 公労使 使用者側
職場でのいじめ パワハラ 均労働条件 解雇

解決

悩まず どんとこい労働相談

労働委員会は、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。
○ 相談の存在によって、お互いの歩み寄りによる円滑な紛争解決をお手伝いします。
○ あっせん員は、労働問題の専門家である公労使の三者委員が対応します。仕事場所や個人情報は厳守します。
◎ 大分県労働委員会 10/1月～10/7日 ☎097-536-3650
平日 9時～20時(来所相談の受付は18時30分まで) ☎097-506-5251
土・日 9時～17時(来所相談の受付は16時まで) ☎097-506-5241
(県庁舎本館7階) 県庁舎本館(10～17:00)はいつでも対応しています。

○ 求人情報誌掲載記事

第3節 個別労働紛争処理制度周知月間

「個別労働紛争処理制度周知月間」（10月）に、以下の取組を実施し、県労委ホームページに「個別労働紛争処理制度周知月間」のページを掲載した。

（1）ポスター・リーフレットの配布

- ・ポスター（450部）、リーフレット（1,100部）を国（労働局・労基署・ハローワーク）、県、市町村、労働団体（連合大分・県労連・合同労組等）、使用者団体（経営者協会・商工会議所・商工会等）へ配布した。

（2）広報紙への掲載依頼等

- ・県広報担当課（テレビ、ラジオ、新聞）
- ・県以外の広報紙（市町村、商工会議所、商工会連合会、求人情報誌等）

（3）『悩まず どんとこい労働相談』週間の実施

- ・10月1日（月）～7日（日）の一週間、平日時間外（20時まで）及び土・日も相談に対応し、労働委員会の周知とあっせん等の掘り起こしを図った。

労働者・事業主のみなさんへ
 労働者のトラブルで悩んでいませんか。
 ご存じですか？ **労働委員会**
 ～雇用のトラブル～
 「あっせん」で解決しませんか？
 賃金未払い、セクハラ、職場でのいじめ、パワハラ、配置転換、賃金低下、労働条件、解雇
解決
 労働問題の専門家でも豊富な、公労使三者の「あっせん員」が労使双方の当事者の主張を聴いて、話し合いによる円満な紛争解決をお手伝いします。
公正中立、費用は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。
大分県労働委員会
 〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1 県庁舎本館7階
 相談ダイヤル 097-536-3650
 FAX 097-506-1788 大分県労働委員会

◎リーフレット表面（A4版）

労働委員会とは？
 公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、「労働者と使用者との間のトラブルを解決するため」の専門的な都道府県の行政機関です。
 労働委員会(イメージ) (三名構成)
 公益委員(弁護士等)
 労働者委員
 使用者委員
無料 秘密厳守で以下の業務を行っています。
労働相談 労働問題についての「疑問・質問・お悩み」など、詳しく伺い、解決に向けたアドバイスを行います。
 解決
 他機関を利用
「あっせん制度」を利用
あっせん制度
 「個々の労働者と事業主との間」で労働条件などのトラブルが発生した場合、当事者からの申請により「あっせん」を行います。
 解決
 打切り
 取下げ
 詳しくは**労働委員会**にお気軽にお問い合わせください
☎ 097-536-3650 ●相談時間 9:00～17:00 (月～金)

◎リーフレット裏面（A4版）

第7章 会議及び研修

労働委員会規則第86条の規定により、委員会相互の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、全国又は各地域別に公益委員、労働者委員及び使用者委員の三者構成による連絡協議会並びに会長及び事務局長の各連絡会議が設けられている。

このほか、労働問題の適正妥当な解決、事務処理の迅速化を一層促進するため、全国又は各地域別に公益委員連絡会議、労働者側委員連絡協議会（労委労協）、使用者委員連絡協議会、調整・審査の各主管課長会議等が開催されている。

平成30年中に開催された諸会議の概要は、次のとおりである。

1 全国会議

(1) 全国労働委員会会長・事務局長連絡会議

◎ 会長連絡会議

- ①期 日 平成30年6月15日
- ②場 所 静岡県静岡市「ホテルセンチュリー静岡」
- ③講 演
 - 演 題 「職場のパワーハラスメント防止対策—検討会報告書の意義と課題」
 - 講 師 中央労働委員会地方調整委員
厚生労働省「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」委員
成蹊大学法学部 原 昌登 教授
- ④議題懇談
 - ア 「都道府県労働委員会が直面する制度的課題の共有とその解決方策について」
 - (1) 提案理由説明（兵庫県労委）
 - (2) 各ブロック代表都道府県労委会長の発言

◎ 事務局長連絡会議

- ①期 日 平成30年6月14日
- ②場 所 静岡県静岡市「ホテルセンチュリー静岡」
- ③議 事
 - ア 審査・調整事件の概況等について
 - イ 議題懇談
 - (1) 「職場におけるハラスメント(パワハラ)対策の取組について」
 - ・ 提案理由説明（島根県労委）
 - (2) 「各労働委員会事務局が抱える課題の共有と解決に向けた検討組織の設置」
 - ・ 提案理由説明（兵庫県労委）

(2) 公労使委員合同研修

- ①期 日 平成30年9月6日（全体研修）
平成30年9月7日（独自研修）
- ②場 所 （全体研修） 東京都「中野サンプラザ」
（公益委員研修） 東京都「労働委員会会館」
（労働者委員研修） 東京都「労働委員会会館」
（使用者委員研修） 東京都「中野サンプラザ」
- ③内 容
 - ・ 全体研修
 - ア 講演「労働委員会制度について—歴史・現状・課題—」
 - イ 講演「労働法の基礎」
 - ウ 講演「和解について～中労委での経験から～」
 - エ パネルディスカッション
テーマ「和解事例検討」
 - ・ 公益委員研修
 - ア 審査実務研修「事例研究（1事例）」
 - イ 和解実務研修「事例研究（1事例）」
 - ウ 調整実務研修「判例及び事例研究」
 - ・ 労働者委員研修
 - ア 講演「労働委員会制度の成立基盤と現代的課題」

- イ 講演「不当労働行為救済制度」
- ウ 講演「個別的労働紛争解決－労働契約法、個別労働紛争解決促進法－」
- ・使用者委員研修
 - ア 講演「労組法7条と不当労働行為制度の概要」
 - イ 講演「審査・和解手続き」
 - ウ 講演「働き方改革関連法の動き」

(3) 第73回全国労働委員会連絡協議会総会

- ①期 日 平成30年11月8日～9日
- ②場 所 東京都「メルパルクTOKYO」
- ③講 演
 - 演 題 「平成期における審査事件の潮流」
 - 講 師 前中央労働委員会会長 諏訪 康雄 氏
- ④議 題
 - ア 都道府県労働委員会が直面する制度的課題の共有とその解決に向けた検討組織の設置について－申合せ又は決定－（近畿ブロック公労使提案）
 - イ 同一当事者間において救済申立てが複数回繰り返される場合の不当労働行為事件への対応について－経験と見解の交流－（九州ブロック公労使提案）

(4) 公労使委員個別紛争専門研修

- ①期 日 平成30年12月6日～7日
- ②場 所 東京都「中野サンプラザ」
- ③内 容
 - 12月6日
 - ア 講演「労働関係法令の改正等の動向」
中央労働委員会公益委員 森戸 英幸 氏
 - イ 講演「裁判例の動向」
明治大学法科大学院教授 野川 忍 氏
 - 12月7日
 - ア 事例発表「個別紛争処理の経験が豊かな都道府県労働委員会におけるあっせんの成功・失敗事例」
 - イ グループディスカッション
テーマ1「発表事例についての意見交換」
テーマ2「解決を促進するためのあっせんの進め方」

(5) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議

- ①期 日 平成30年11月29日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③議 題
 - ア 中労委事務局業務概況説明
(全般・命令部分、和解部分、判決部分)
 - イ 「今後の労働委員会の在り方検討について」
 - (1)「検討組織、スケジュール等」
 - (2)「労働委員会事務局職員の資質向上等について」
 - ウ 「情報公開開示請求への対応について」(宮城県労委)
 - エ 「和解認定後の中労委データベースの取扱いについて」

(6) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議

- ①期 日 平成30年11月30日
- ②場 所 東京都「労働委員会会館」
- ③議 題
 - ア 中労委事務局説明
 - (1)調整業務の運営について
 - イ 都道府県労働委員会からの事例報告
 - (1)労働争議調整事件における事例(青森、茨城県労委)
 - (2)個別労働紛争事件における事例(福井、長野県労委)
 - ウ 都道府県労働委員会からの業務報告(東京都、大阪府、香川県労委)

2 九州地区会議

(1) 九州労働委員会会長・事務局長会議

◎ 会長会議

- ①期 日 平成30年4月19日
- ②場 所 長崎市「ホテルセントヒル長崎」
- ③議 題
 - ア 職権による調整事件の開始にかかる判断基準について（長崎県）
 - イ 「労使慣行」について（長崎県）

◎ 事務局長会議

- ①期 日 平成30年4月19日
- ②場 所 長崎市「ホテルセントヒル長崎」
- ③議 題
 - ア 平成29年度九州労働委員会協議会歳入歳出決算（案）の承認について（沖縄県（幹事県））
 - イ 研修等の事務処理要領の改正について（沖縄県（幹事県））
 - ウ 平成30年度九州労働委員会協議会歳入歳出予算（案）の承認について（沖縄県（幹事県））
 - エ 九州労働委員会協議会事務処理規程の改正について（沖縄県（幹事県））
 - オ 委員及び事務局職員の資質向上について（情報交換）（長崎県）

(2) 第85回九州労働委員会連絡協議会

- ①期 日 平成30年5月17日～18日
- ②場 所 大分市「ホテル日航大分 オアシスタワー」
- ③内 容
 - 5月17日
 - ・公益委員会議
 - ・研修会（講演）
 - 演 題 「労働法の変化と最近の労働政策について」
 - 講 師 明治大学法科大学院教授 野川 忍 氏
 - 5月18日
 - ・本会議
 - ・議事
 - ア 調整事件（集団及び個別）の特徴的な事例について
 - イ 使用者が団交期日の延期理由を具体的に伝えていないなどの状況下での不当労働行為の成否について
 - ウ 第73回全国労働委員会連絡協議会総会への議題の提出について

(3) 九州労働委員会公益委員連絡会議

- ①期 日 平成30年10月11日
- ②場 所 那覇市「沖縄県自治研修所8階 特別研修室」
- ③議 題「人事考課における不当労働行為に対する救済方法について」（沖縄県）
- ④講 演
 - 演 題 「労働契約法第20条に関する最近の二つの最高裁判決について」
 - 講 師 沖縄県労働委員会公益委員（弁護士、琉球大学法科大学院非常勤講師）田島 啓己 氏

(4) 2017年度九州ブロック労委労協第2回幹事会

- ①期 日 平成30年3月25日～26日
- ②場 所 大分市「ソレイユ」
- ③協議事項
 - ア 九プロ労委労協会長・幹事の交替について
 - イ 2018年度九プロ労委労協総会・研修会の運営について
 - ウ 2018年度九プロ労委労協総会議案について
 - エ 月刊「労委労協」執筆計画（担当県）について
 - オ 全国労働委員会連絡協議会総会会場・場内発言順位について
 - カ 九プロ労委労協総会開催計画について
 - キ 第85回九州労働委員会連絡協議会の運営と対応について
 - ク 各県の特徴的状況（各県報告）について

④命令研究会

(5) 2018年度九州ブロック労委労協総会・研修会

- ①期 日 平成30年5月16日～17日
- ②場 所 大分市「ホテル日航大分 オアシスタワー」
- ③議 題
 - ア 2017年度活動報告・会計決算報告・会計監査報告について
 - イ 2018年度取組案・予算案について
 - ウ 2018年度役員体制について
 - エ 各県情報交換
- ④研修会
 - 演 題 「有期労働契約に関する法規制の現状と課題」
 - 講 師 九州大学大学院法学研究院教授 山下 昇 氏

(6) 2018年度九州ブロック労委労協第1回幹事会

- ①期 日 平成30年8月16日～17日
- ②場 所 福岡市「福岡朝日ビル」
- ③報告事項
 - ア 全国労委労協第2回幹事会(2018.7.13)
 - イ 全国労委労協第2回運営委員会(2018.7.13)
 - ウ 中央労働時報の出版事業引継
- ④協議事項
 - ア 九プロ労委労協各県幹事の交代について
 - イ 第73回全国労働委員会連絡協議会総会について
 - ウ 2019年度九プロ労委労協総会・研修会(長崎県開催)について
 - エ 命令研究会(第2回幹事会)の対応について
 - オ 各県における特徴的動き・課題等について
- ⑤研修会
 - 演 題 「労働契約法第20条と定年後再雇用～長澤運輸事件最高裁判決～」
 - 講 師 連合本部労働法制対策局総合局長 村上 陽子 氏

(7) 九州地区労働委員会使用者委員連絡協議会代表者会議

- ①期 日 平成30年2月22日～23日
- ②場 所 大分市「JR九州ホテル ブラッサム大分」
- ③議 事
 - ア 全労委運営委員会の報告
 - イ 平成30年度の九州地区研修会について
 - ウ 各県における審査・調整・個別あっせん事件について(意見・情報交換)

(8) 九州地区労働委員会使用者委員研修会

- ①期 日 平成30年9月13日～14日
- ②場 所 長崎市「ホテルニュー長崎」
- ③講 義
 - 演 題 「中央労働委員会で印象に残った事件と労働委員会活動を振り返って」
 - 講 師 中央労働委員会使用者側代表委員 富田敏徳 氏
- ④研究討議
 - ア 審査事件について(長崎県の事例発表、意見交換)
 - イ 調整事件について(長崎県の事例発表、意見交換)

(9) 九州労働委員会事務局課長会議

- ①期 日 平成30年9月6日
- ②場 所 宮崎市「宮崎県自治会館」
- ③議 題
 - ア 平成31年度九州ブロック労働委員会諸会議開催計画について(協議)(沖縄県)
 - イ 平成31年度調査研究会議の研修内容等について(協議)(大分県・宮崎県)
 - ウ 各労働委員会事務局が抱える課題の共有と解決に向けた検討組織の設置について(情報交換)(福岡県)

- エ 総会の充実のための取組みについて（資料提供のみ）（福岡県）
- オ 各県労働委員会を被告とする命令取消訴訟が提起された場合における対応（代理人の指定方針等）について（情報交換）（熊本県）
- カ 不当労働行為事件の審査期間短縮について（情報交換）（大分県）
- キ 新任の労働委員会委員に対する研修について（情報交換）（鹿児島県）
- ク 労働委員会規則などで会長が処理することとされている事務の取扱いについて（情報交換）（沖縄県）
- ケ 通訳を必要とする外国人労働者への対応について（情報交換）（宮崎県）

(10) 九州労働委員会事務局調査研究会議（審査部門）

- ①期 日 平成30年1月25日～26日
- ②場 所 那覇市「沖縄県労働委員会会議室」
- ③議題検討
 - 1月25日
 - ア 審査期日における当事者への対応について（福岡県）
 - イ 「個人番号」（マイナンバー）記載の書証等の取扱いについて（佐賀県）
 - ウ 命令書作成における業務体制について（長崎県）
 - エ 再審査における認定和解（労働組合法第27条の14第2項）後の初審命令のホームページ掲載について（情報交換）（熊本県）
 - オ 労委が、審査の途中で「申立要件を欠いている」との心証を持った場合の申立てに対する対応について（情報交換）（大分県）
 - カ 労働組合法第2条第1号の解釈について（宮崎県）
 - キ 地方公務員法3条3号に定める特別職非常勤職員の任用継続に関する団体交渉について（鹿児島県）
 - ク 一人組合の資格審査の適否について（沖縄県）
 - ケ 公益委員会議の開催及び議事の決定について（情報交換）（沖縄県）

④研修会

- 1月26日
 - 場 所 那覇市「沖縄県労働委員会会議室」
 - 演 題 「最近の裁判例の動向」
 - 講 師 沖縄県労働委員会公益委員（弁護士） 田島 啓己 氏

(11) 九州労働委員会事務局調査研究会議（調整部門）

- ①期 日 平成30年7月12日～13日
- ②場 所 熊本市「くまもと県民交流館パレア」
- ③議題検討
 - 7月12日
 - ア 集团的労使紛争におけるあっせん期日の日程調整等について（福岡県）
 - イ あっせんの早期開催に向けての取組みについて（情報交換）（佐賀県）
 - ウ あっせん員として事務局職員の指名及び県外での現地あっせんについて（情報交換）（大分県）
 - エ 県外の労働者に係る個別労働関係紛争あっせん事件について（鹿児島県）
 - オ 争議行為の予告通知にかかる実情調査等について（長崎県）
 - カ あっせんでの合意事項の履行に係る労働委員会の関与について（情報交換）（宮崎県）
 - キ あっせんに参加していない者を含めたあっせん案について（沖縄県）
 - ク 個別あっせんの打切り事由について（熊本県）

④研修会

- 7月13日
 - 演 題 「労働法学上のハラスメント」
 - 講 師 熊本大学院人文社会科学部教授（熊本県労働委員会公益委員） 中内 哲 氏

(12) 九州労働委員会事務局職員研修会

- ①期 日 平成30年10月12日
- ②場 所 那覇市「沖縄県自治研修所8階 特別研修室」

③講 義

- 演 題 「命令書作成に当たっての留意事項」
講 師 中央労働委員会事務局審査総括室 訟務官 鈴木 みなみ 氏
中央労働委員会事務局審査総括室 特別専門官 高畑 桂花 氏

3 研究・研修

労働委員会関係実務の処理に要求される知識の涵養を図るため、委員、事務局職員及び労働関係職員を対象に委員研究会や委員研修・判例研修を開催している。また、全国で行われる各種専門研修へ参加している。

(1) 第81回委員研究会

- ①期 日 平成30年7月24日
②場 所 大分市「大分県庁舎本館」
③出席者 委員、事務局職員、その他
④講 演
○演 題 「職場のセクハラ・パワハラ～ハラスメント法概論と判例動向～」
講 師 同志社大学商学部商学科教授（中央労働委員会西日本区域地方調整委員長）
吉川 英一郎 氏

(2) 雇用労働情勢研修・判例研修

- ①平成30年6月26日総会時 佐藤 寛人 労働者委員
テーマ「2018年春闘の情勢について」
②平成30年8月21日総会時 鈴木 芳明 公益委員
テーマ「労働法上の『労働者』について」
③平成30年9月25日総会時 鈴木 芳明 公益委員
テーマ「労働法上の『使用者』について」
④平成30年10月24日総会時 大塚 伸宏 使用者委員
テーマ「同一労働同一賃金への企業の対応に関する調査結果について」
⑤平成30年12月11日総会時 鈴木 芳明 公益委員
テーマ「労働組合について」

(3) 第69回労働委員会事務局職員中央研修

- ①期 日 平成30年6月11日～6月13日
②場 所 東京都「労働委員会会館」
③内 容
6月11日 講演「労働委員会事務局職員に期待すること」
中央労働委員会 労働者委員 岡本 直美 氏
講演「労働委員会事務局職員に期待すること」
中央労働委員会 使用者委員 後藤 公明 氏
講演「労働法の基礎」
中央労働委員会 公益委員 森戸 英幸 氏
6月12日 審査 ○命令書（案）の起案のための作業手順
中央労働委員会事務局第一部会担当審査総括室付審査官
富士原 志奈 氏
○演 習 団体交渉拒否
○演 習 不利益取扱い
調整 ○演 習 受付からあっせんまでの一連の処理について
（実事例を基に）
○都道府県労働委員会の調整事件事例紹介及び茨城県労働委員会公益委員によるコメント
6月13日 審査 ○不当労働行為の審査手続について
東京都労働委員会事務局法務専門課長 村上 英一 氏
調整 ○集団的労使紛争の処理について
中央労働委員会事務局調整第一課長 山本 博之 氏
○個別労働紛争の処理について
中央労働委員会事務局個別労働関係紛争業務支援室長
田尻 智幸 氏

講演「法律・判例の読み方講座」

中央労働委員会東日本区域地方調整委員 原 昌登 氏

(4) 労働委員会事務局職員個別紛争専門研修

①期 日 平成30年7月3日～7月5日

②場 所 東京都「労働委員会会館」

③内 容

7月3日 講義「労働関係法令・裁判例等①」

中央労働委員会地方調整委員（成蹊大学教授） 原 昌登 氏

講義「労働関係法令・裁判例等②」

中央労働委員会地方調整委員（成蹊大学教授） 原 昌登 氏

7月4日 スキル、ノウハウ、経験等に係る情報交換

少人数によるグループディスカッション

事例検討「都道府県労働委員会等のあっせん事例検討」

コメンテーター

中央労働委員会地方調整委員（筑波大学准教授） 渡邊 絹子 氏

講義「裁判所における個別労働紛争解決システム」

最高裁判所行政局第二課長 楢松 晴子 氏

7月5日 講義「カウンセリング技法」

日本産業カウンセラー協会シニア産業カウンセラー 中川 智子 氏

講義「労働局のあっせん制度」

東京労働局雇用環境・均等部指導課統括労働紛争調整官

高橋 英雄 氏

(5) 労働委員会事務局職員専門研修

①期 日 平成30年10月15日～10月19日

②場 所 埼玉県朝霞市「労働大学校」

③内 容

10月15日 審査手続についての意見交換

講義「事実認定上の留意点」

中央労働委員会会長 山川 隆一 氏

16日 命令書原案作成1（申立事実の把握・争点整理・主張の整理）

命令書原案作成2（事実認定・判断・救済方法・主文）

17日 命令書原案作成3（課題修正・提出）

講義「労働委員会における重要判例解説」

中央労働委員会事務局第一部会審査総括室長 宿里 明弘 氏

講義「実務経験からみた和解の留意点」

中央労働委員会事務局労働専門職 横山 剛 氏

18日 不当労働行為事件審査演習

講義「労働組合法上の労働者性・使用者性」

中央労働委員会公益委員 鎌田 耕一 氏

19日 命令書原案作成4（講評）

(6) 日本労働弁護団第30回労働法講座

①期 日 平成30年2月17日

②場 所 東京都「連合会館」

③内 容

ア 講義「労働契約法18条～『2018年問題』の相談と対応～」

日本労働弁護団常任幹事 嶋崎 量 氏

イ 講義「長時間労働と36協定～36協定の意義と労働組合の責任～」

日本労働弁護団副会長 鴨田 哲郎 氏

ウ 講義「ギグエコノミーとは～雇用によらない働き方の問題点～」

日本労働弁護団常任幹事 菅 俊治 氏

【資料編】

第1 不当労働行為審査事件の推移
年別の取扱件数

(昭和21年～昭和40年)

年 内容		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40		
		係 属 状 況	前年より繰越			3	2		1		3	2	3		1			2	1	3	1	3	1
	新規申立		4	6	3	5	5	5	7	3	10	5	12	8	6	9	11	16	11	6	9		
	合計	0	4	9	5	5	6	5	10	5	13	5	13	8	6	11	12	19	12	9	10		
終 結 状 況	命 令 ・ 棄 却 決 定	全部救済			1													1			1		
		一部救済								1	1								2	1			
		棄却								1											1		
		却下			2	2		1															
		命・決小計	0	0	3	2	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1	1
	和 解 ・ 取 下	関与		1	3	1	4	5	2	5	1	8	2	9	2	2	3	7	10	5	1	1	
		無関与			1	1						4	2	4	6	2	7	2	3	2	4	1	
		その他取下				1				1		1							2	1	2		
		和・取小計	0	1	4	3	4	5	2	6	1	13	4	13	8	4	10	9	15	8	7	2	
		合計	0	1	7	5	4	6	2	8	2	13	4	13	8	4	10	9	18	9	8	3	

(昭和41年～昭和60年)

年 内容		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60		
		係 属 状 況	前年より繰越	7	10	12	9	8	5	11	13	6	7	9	12	11	8	9	8	11	12	12	9
	新規申立	14	9	5	9	13	9	14	6	6	8	9	10	4	8	6	5	6	3	3	1		
	合計	21	19	17	18	21	14	25	19	12	15	18	22	15	16	15	13	17	15	15	10		
終 結 状 況	命 令 ・ 棄 却 決 定	全部救済			1				1					2	1	1		1	1		2		
		一部救済			2		1		3	2		2		1						1			
		棄却																					
		却下											1										
		命・決小計	0	0	3	0	1	0	4	2	0	2	1	3	1	1	0	1	1	1	0	2	
	和 解 ・ 取 下	関与	7	4	2	2	10	2	5	8	2	1	3	3	4	4	2			2	1	1	
		無関与	3	1	3	6	3	1	1	2	2	3	1	5	1	1	3	1	4		4	1	
		その他取下	1	2		2	2		2	1	1		1		1	1	2				1		
		和・取小計	11	7	5	10	15	3	8	11	5	4	5	8	6	6	7	1	4	2	6	2	
		合計	11	7	8	10	16	3	12	13	5	6	6	11	7	7	7	2	5	3	6	4	

(昭和61年～平成17年)

年 内容		61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
		係 属 状 況	前年より繰越	6	9	14	13	16	12	10	7	8	7	6	6	6	6	7	7	7	9
新規申立	5		9	3	5	5	3	2	1	1			1		2		3	3	1	1	
合計	11		18	17	18	21	15	12	8	9	7	6	7	6	8	7	10	10	10	4	2
終 結 状 況	全部救済	2			1															1	
	一部救済																1				
	棄却		1				1														
	却下						1														
	命・決小計	2	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	和 解 ・ 取 下	関与		1	2	1	1	2	4			1					1			1	1
	無関与			2		8				2					1		1		1		
	その他取下		2				1	1						1				1	6		
	和・取小計	0	3	4	1	9	3	5	0	2	1	0	1	0	1	0	2	1	7	1	1
	合計	2	4	4	2	9	5	5	0	2	1	0	1	0	1	0	3	1	7	2	1

(平成18年～平成30年)

年 内容		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
		係 属 状 況	前年より繰越	1	1	1	1	1	1			1		1	2
新規申立			1		1				1		1	1	1	2	342
合計	1		2	1	2	1	1	0	1	1	1	2	3	3	729
終 結 状 況	全部救済														17
	一部救済														18
	棄却												2		6
	却下														7
	命・決小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	48
	和 解 ・ 取 下	関与				1					1				152
	無関与														100
	その他取下		1				1							2	41
	和・取小計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	2	293
	合計	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	2	2	341

終結の状況

(平成21年～平成30年)

終結の年月日・区分		事件番号	申立年月日
H21. 7. 11	関与和解	21年 1 号	H21. 3. 18
H23. 3. 31	取下げ	61年 3 号	S61. 7. 31
H26. 6. 11	関与和解	25年 1 号	H25. 1. 17
H29. 3. 17	棄却	28年 1 号	H28. 2. 22
H29. 9. 29	棄却	27年 1 号	H27. 10. 7
H30. 10. 16	取下げ	30年 1 号	H30. 3. 19
H30. 10. 16	取下げ	30年 2 号	H30. 3. 19
計	7 件		

第2 労働組合の資格審査の推移

(平成21年～平成30年)

内容	年											計
	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
不当労働行為救済申立	1				1		1	1	1	2	7	
委員推薦	3		3	2	2	2	2		2		16	
法人登記		2			1						3	
その他											0	
合計	4	2	3	2	4	2	3	1	3	2	26	

第3 労働争議調整事件の推移

(内容別)

(昭和21年～昭和42年)

内容		年																					
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
経済的事項	賃上げ	1	7	7		1	4	4	3	3	4	2	8	3	1	4	6	14	9	6	7	10	14
	一時金		1	2		2	4	4	7	3	2	12	8	2	6	5	2	3	4	2	2	9	17
	その他	1			6	8	1	1	1	1	2	3	4			1		1	1		2		1
	小計	2	8	9	6	11	9	9	11	7	8	17	20	5	7	10	8	18	14	8	11	19	32
非経済的事項	労働協約		3	3		2	2	2	1	2	1	2	6	3	4	1	5	4	1			1	
	解雇	1	7	9	3	3	2	2	1	3	2	7	4	3	4	3	1	3	1		1		3
	配置転換								1							2							
	団交促進				1						2		1				1	1			1	1	
	その他	1		3		1			1				1				1	1		1		1	1
	小計	2	10	15	4	6	4	4	4	5	5	9	12	6	8	6	8	9	2	1	2	3	4
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36

(昭和43年～平成元年)

内容		年																						元
		43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63		
経済的事項	賃上げ	16	12	13	4	15	19	29	11	17	5	5	11	11	2	3	3	3	3	2			1	
	一時金	9	6	4	5	2	5	12	13	3	5	5	3	5	7	3			1	3	3	2	1	
	その他	2		2			3	1			2		2	1		1		1			1	1		
	小計	27	18	19	9	17	27	42	24	20	12	10	16	17	9	7	3	4	4	5	4	3	2	
非経済的事項	労働協約		4	1	1			1			1	1												
	解雇	2	2	4	3	2	1	4	2	1	7	1	1	2		1					1		1	
	配置転換			1								2				1					1			
	団交促進	1		2			2	1			6		3	2		2	1	1		1		5	1	
	その他	5		1	4	1		1	5	4	1		1		2			1			1	1	1	
	小計	8	6	9	8	3	3	7	7	5	15	4	5	4	2	4	1	2	0	2	2	6	3	
合計		35	24	28	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	

(平成2年～平成23年)

内容		年																					
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
経済的事項	賃上げ	2		1	1		3	1	1	2	1											1	
	一時金	3	1	1			1	1				1		1	2	1		1			1	1	
	その他		3	1	2				1		1				1	1		2					
	小計	5	4	3	3	0	4	2	2	2	2	1	0	1	3	2	0	3	0	0	1	2	0
非経済的事項	労働協約		1																				
	解雇			2					1	1		1					3	1			1	2	
	配置転換												1							1			
	団交促進		1	2	2				1		3	1			3		2	1			1	1	5
	その他	2				1	1	1		1			2	1	1	3				2		2	1
	小計	2	2	4	2	1	1	1	2	2	3	2	3	1	4	3	5	2	0	3	2	5	6
合計		7	6	7	5	1	5	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6

(平成24年～平成30年)

内容		年								計
		24	25	26	27	28	29	30		
経済的事項	賃上げ									316
	一時金									209
	その他							1		64
	小計	0	0	0	0	0	0	1		589
非経済的事項	労働協約	1	1							55
	解雇	1	2		1	1				115
	配置転換	1		1	1					13
	団交促進	3	4	1						67
	その他		2	1	2			1		65
	小計	6	9	3	4	1	0	1		315
合計		6	9	3	4	1	0	2		904

(調整区分別申請件数及び終結状況)

(昭和21年～昭和45年)

内容		年																									
		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	
新規申請	あつせん		7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28	
	調停	4	11	13	2			2	2									1				1					
	仲裁			1	1																						
	小計	4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
前年からの繰越																											
合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28	
終結状況	あつせん	解決		5	7	5	17	11	8	8	10	13	23	28	9	9	16	8	16	11	5	9	12	19	15	9	13
		打切り		2	2	2		2	3	5	1		2	3	2	2		8	9	3	4	4	9	15	18	14	14
		取下げ			1								1	1		4			1	2			1	1	2	1	1
		不開始										1															
		小計	0	7	10	7	17	13	11	13	12	13	26	32	11	15	16	16	26	16	9	13	22	35	35	24	28
	調停	解決	4	6	6	2			1	2										1				1			
		不調		5	6				1																		
		打切り			1																						
		取下げ																									
		小計	4	11	13	2	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	仲裁	解決			1	1																					
		小計	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計		4	18	24	10	17	13	13	15	12	13	26	32	11	15	16	16	27	16	9	13	22	36	35	24	28

(昭和46年～平成7年)

内容		年																										
		46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7		
新規申請	あつせん	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
	調停											1	1															
	仲裁																											
	小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
前年からの繰越																												
合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5		
終結状況	あつせん	解決	9	9	18	20	9	16	13	10	11	10	7	5	1		2	2	4	2	2	1	2	2	2	1	3	
		打切り	8	11	12	23	17	5	11	3	9	6	2	3	2	4	1	2		1	2	5	1	4	1		1	
		取下げ				5	5	4	3	1	1	3	1	3		1		2	2	4	1	1	2	1	1		1	
		不開始				1						2				1	1	1		2			1		1			
		小計	17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	10	11	3	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	
	調停	解決																										
		不調																										
		打切り											1															
		取下げ													1													
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仲裁	解決																										
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合計		17	20	30	49	31	25	27	14	21	21	11	11	4	6	4	7	6	9	5	7	6	7	5	1	5	

(平成8年～平成30年)

内容		年																													計
		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							
新規申請	あつせん	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5		3	3	7	6	6	9	3	4	1		2	864						
	調停																								38						
	仲裁																								2						
	小計	3	4	4	5	3	3	2	7	5	5	5	0	3	3	7	6	6	9	3	4	1	0	2	904						
前年からの繰越(あつせん)				1		1	1					1			1									6							
合計		3	4	5	5	4	4	2	7	5	5	6	0	3	4	7	6	7	9	3	4	1	0	2	910						
終結状況	あつせん	解決	3	1	3	1	1	2		5	3	3	2	1	2	1	5	3	2		2	1			488						
		打切り			1	1					1		1				2	1	1	1	2			1	270						
		取下げ		1			1	2		2		1					1	3	3	2					74						
		不開始		1	1	2	1		2		1		3	1	2	3			3					1	32						
		小計	3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	864					
	調停	解決																							23						
		不調																							12						
		打切り																							2						
		取下げ																							1						
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38						
	仲裁	解決																							2						
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2						
	合計		3	3	5	4	3	4	2	7	5	4	6	0	2	4	7	5	7	9	3	4	1	0	2	904					

第4 個別労働関係紛争あっせん事件の推移

(内容別)

年 内容	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
	新規申請件数	4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1	2	—
経営又は人事	2	4	2	2	6		2	1	3	3	3	4	2	1		4		39
賃金等	5	7	5	1	1	5	4	3	4	1	3	1	1		1			42
労働条件等	3	2	2	1	1				1				1					11
職場の人間関係			1		2	1		1	2	1								8
その他		1				2	2	1	1	4	1		1			1		14
合計	10	14	10	4	10	8	8	6	11	9	7	5	5	1	1	5	0	114

※ 個別労働関係紛争あっせん事務は、平成14年4月開始

(申請件数及び終結状況別)

年		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
新規申請件数		4	7	3	2	4	3	3	4	6	5	3	2	3	1	1	2	—	53
終結状況	解決	1	1	1		1			1	2	3	1	3	1	1			1	17
	打ち切り	1	1					2		3				1			1		9
	取下げ		2	2	1	2	1	1	1		1	2		1					14
	不開始	2	3			1	2	1	2	1						1			13
	合計	4	7	3	1	4	3	4	4	6	4	3	3	3	1	1	1	1	53

注) 終結状況における繰越事件は、終結年で計上している。

第5 県内及び全国有効求人倍率・完全失業率の推移

年月	大分県	全国	完全失業率の推移 (%)	
			大分県	全国
30年1月	1.48	1.59		2.4
2月	1.49	1.58	2.2	2.5
3月	1.48	1.59		2.5
4月	1.48	1.59		2.5
5月	1.53	1.60	2.2	2.2
6月	1.59	1.62		2.4
7月	1.61	1.63		2.5
8月	1.61	1.63	1.6	2.4
9月	1.59	1.64		2.3
10月	1.53	1.62		2.4
11月	1.57	1.63		2.5
12月	1.57	1.63		2.4

資料：大分労働局「安定所別月間有効求人倍率の推移」

第6 労働組合数、組合員数、推定組織率の状況

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
S45	785	91,813	32.8
S46	814	93,924	32.6
S47	842	96,190	30.8
S48	856	100,903	31.1
S49	909	104,015	31.8
S50	926	104,178	31.4
S51	943	103,569	31.9
S52	950	102,487	30.2
S53	937	102,914	28.3
S54	937	101,935	27.5
S55	928	102,038	27.4
S56	950	106,237	27.7
S57	945	106,517	27.5
S58	938	106,240	27.5
S59	948	105,646	27.4
S60	943	106,169	28.1
S61	921	105,114	27.0
S62	924	102,648	26.5
S63	858	101,824	25.9
H元	850	103,438	25.5
H 2	844	101,734	25.4
H 3	831	102,394	23.6
H 4	825	103,905	23.1
H 5	818	103,860	23.6
H 6	808	103,438	23.6

年	組合数 (組合)	組合員 (人)	推定組織率 (%)
H 7	798	102,082	23.1
H 8	779	101,932	21.8
H 9	782	100,860	21.6
H10	743	98,107	21.6
H11	754	96,409	22.2
H12	739	94,711	21.9
H13	724	92,741	20.0
H14	698	88,361	20.0
H15	691	86,624	20.2
H16	671	84,032	18.7
H17	614	82,056	18.6
H18	586	81,420	17.9
H19	560	79,533	17.2
H20	553	79,057	17.2
H21	536	80,405	18.2
H22	533	79,863	18.1
H23	531	81,408	17.8
H24	521	81,342	17.8
H25	521	80,513	17.5
H26	516	80,180	17.3
H27	508	79,178	16.7
H28	503	77,155	16.0
H29	498	77,170	15.8
H30	480	76,013	15.3

*組合員には、非単位組合の組合員を含む。

資料：県雇用労働政策課「労働組合基礎調査」
(現行調査は、昭和45年開始)

第7 労働争議の発生状況

年	件数 (件)	参加人数 (人)
S45	77	36,619
S46	125	91,580
S47	218	81,142
S48	298	104,349
S49	402	128,719
S50	299	111,582
S51	297	78,823
S52	233	85,615
S53	204	88,819
S54	99	63,455
S55	118	88,414
S56	322	116,690
S57	243	77,629
S58	88	33,021
S59	105	86,088
S60	185	42,909
S61	30	7,202
S62	65	10,321
S63	40	4,092
H元	30	4,467
H 2	26	5,361
H 3	18	795
H 4	24	5,158
H 5	15	2,496
H 6	10	1,675

年	件数 (件)	参加人数 (人)
H 7	14	1,696
H 8	7	202
H 9	8	522
H10	11	1,293
H11	9	482
H12	7	132
H13	11	820
H14	4	356
H15	7	104
H16	6	416
H17	1	3
H18	4	84
H19	0	0
H20	4	38
H21	4	24
H22	8	40
H23	6	432
H24	8	381
H25	10	381
H26	4	234
H27	5	305
H28	2	15
H29	1	2
H30	2	14

* 資料：県雇用労働政策課「労働争議統計調査」
(現行調査は、昭和45年開始)

第8 委員

区分	氏名	期別		36期	37期	38期	39期	40期	41期	42期
				H12. 1. 24~	H14. 1. 24~	H16. 1. 26~	H18. 1. 26~	H20. 1. 28~	H22. 1. 28~	H24. 2. 1~
公益委員	小林 達也			●	●	●				
	富川 盛郎			◎	◎	◎	●	●		
	大崎 美泉			○	○	○				
	千手 章夫			○						
	橋本 順子			○	○	○				
	友永 清				○	○				
	宇野 稔						◎	◎	◎	◎(25. 1. 31辞)
	曾根崎 和人						○	○		
	岩尾 允子						○	○	○	○
	麻生 昭一						○	○	●	●
	佐藤 卜モコ								○	○
	須賀 陽二								○	○
鈴木 芳明										◎(25. 2. 25任)
労働者委員	橋本 敏雄			△						
	羽明 省三			△		△(17. 8. 26辞)				
	古賀 敏光			△						
	南 征一郎			△	△(15. 1. 31辞)					
	舛友 俊一			△	△					
	棚村 和秀				△(15. 2. 1任)	△(17. 1. 24任)	△	△(20. 7. 22辞)		
	斎藤 忠夫				△(15. 1. 31辞)					
	開田 惠三				△(15. 2. 1任)	△	△	△(20. 7. 22辞)		
	大場 光夫				△	△(16. 11. 30辞)				
	安東 テル子				△					
	森 政文					△	△	△(21. 3. 31辞)		
	馬場 徳明					△(17. 1. 24任)				
	嶋崎 龍生					△	△	△	△(23. 10. 28辞)	
	米田 正規						△	△	△	
	村田 正利							△(20. 10. 9任)	△	△(幹事)
	戸高 佳到							△(20. 10. 9任)		
	宗安 勝敏							△(21. 6. 11任)		
	野上 惠子								△	
	安東 伸彦								△(23. 10. 28辞)	
	吐合 史郎								△(23. 11. 7任)	△
小嶋 一良								△(23. 11. 7任)	△(24. 10. 10辞)	
小代 正人									△(24. 10. 11辞)	
小則 松佳子									△	
首藤 浩二									△(24. 10. 19任)	
神田 健一									△(24. 10. 19任)	
使用者委員	品川 光			▲						
	赤峰 弘三			▲						
	後藤 誠			▲	▲	▲	▲	▲(21. 1. 31辞)		
	峯山 久人			▲	▲	▲	▲	▲		
	岡本 邦彦			▲	▲	▲	▲	▲		
	伊坂 信隆				▲	▲	▲	▲		
	杉原 正晴				▲	▲	▲	▲	▲	▲
	赤松 健一郎							▲	▲	▲
	田北 裕之							▲	▲	▲
	川崎 裕一							▲(21. 3. 17任)	▲(22. 7. 13辞)	
大塚 伸宏								▲	▲(幹事)	
馬場 ヒロ子								▲(22. 8. 16任)	▲	

区分	氏名	期別		43期	44期	45期
				H26. 2. 3~	H28. 2. 4~	H30. 2. 7~
公益委員	麻生 昭一			●		
	佐藤 卜モコ			○		
	須賀 陽二			○	●	●
	鈴木 芳明			◎	◎	◎
	三浦 恭子			○	○	○
	関 惠子				○	○
労働者委員	深田 茂人				○	○
	村田 正利			△		
	小則 松佳子			△		
	首藤 浩二			△		
	神田 健一			△(26. 9. 21辞)		
	松尾 竜三			△(26. 9. 22任)	△	△
	志賀 慎二			△	△	△
	佐藤 寛人				△(幹事)	△(幹事)
使用者委員	藤本 雅史			△	△	△
	太田 美乃里				△	△
	杉原 正晴			▲	▲	▲
	赤松 健一郎			▲	▲	▲
	田北 裕之			▲	▲	▲
労働者委員	大塚 伸宏			▲(幹事)	▲(幹事)	▲(幹事)
	馬場 ヒロ子			▲	▲	
	白川 憲一					▲
労働者委員	大山 直美					▲

●会長 ◎会長代理 ○公益委員 △労働者委員 ▲使用者委員

第9 事務局組織・職員数

年 度		定 数	現 員	組 織
H11	5. 1	12	11	事務局長
				総務調整課 総務調整係
H12	4. 1	12	12	事務局長
H13	4. 1	11	11	
H14	4. 1	11	10 (～9. 30)	調整審査課
			11 (10. 1～)	総 務 係 調整審査係
H15	5. 22	11	11	
H16	4. 1	10	10	
H17	4. 1	10	10	事務局長
H18	4. 1	10	10	
H19	5. 1	9	9	
H20	4. 1	9	9	調整審査課
H21	4. 1	8	9	
H22	4. 1	8	8	
H23	5. 1	8	8	
H24	4. 1	8	8	
H25	4. 1	8	8	
H26	4. 1	8	8	
H27	5. 1	8	8	
H28	4. 1	8	8	事務局長
H29	4. 1	8	7 (～9. 30)	調整審査課
			8 (10. 1～)	調整審査班
H30	4. 1	8	8	

第10 大分県労働委員会規則

(平成十七年五月二十四日大分県労働委員会規則第一号)
改正 (平成十八年二月二十八日大分県労働委員会規則第一号)

(目的)

第一条 この規則は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号。以下「労委規則」という。）の規定に基づき大分県労働委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(総会の種類等)

第二条 総会は、定例総会（労委規則第四条第一項の規定による総会をいう。以下同じ。）及び臨時総会（労委規則第四条第二項及び第五項の規定による総会をいう。）とする。

- 2 定例総会は、毎月第二火曜日及び第四火曜日に開催することを例とする。
- 3 労委規則第四条第二項の規定により知事又は三人以上の委員が臨時総会の開催の請求をしようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくともその期日の三日前までに、会長に通告しなければならない。
- 4 労委規則第四条第四項の規定により会長が総会を招集しようとするときには、少なくともその前日までに、付議事項及び日時を委員に通知しなければならない。
- 5 労委規則第四条第五項に規定する選挙のための総会の議事は、事務局長がつかさどる。
- 6 会長及び会長代理の選挙は、事務局長が会議に諮り、指名推薦又は無記名投票のいずれの方法によるかを決定した上で行うものとする。

(総会の付議事項)

第三条 労委規則第五条第一項第十号に規定する会長が必要と認める事項は、不当労働行為事件の迅速かつ的確な審査に関する事項、総会の公開に関する事項等とする。

(総会の定足数)

第四条 総会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員の各過半数が出席した場合、又は使用者委員、労働者委員及び公益委員が出席し、かつ、委員の三分の二以上が出席した場合に議事を開くことができるものとする。

(総会の公開)

第五条 法第二十一条第一項の規定による総会の公開は、総会において出席委員の三分の二以上の同意があつた場合に行うことができる。

(公益委員会議)

第六条 労委規則第八条第一項の公益委員会議は、定例総会の開催の日を利用して開催するものとする。ただし、必要に応じて他の日に開催することができるものとする。

- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、公益委員会議を招集するものとする。
 - 一 総会で議決したとき。
 - 二 三人以上の公益委員から請求があつたとき。

(議事録)

第七条 総会の議事録には、議事の内容を要約して記録するものとする。

- 2 事務局長は総会の議事録について、直近の総会において議事録を事務局の職員に朗読させ、労委規則第十五条第二項の承認を受けるものとする。

(労使委員の幹事)

第八条 使用者委員及び労働者委員（以下「労使委員」という。）は、それぞれの互選により各1名の幹事委員を置くものとする。

- 2 幹事委員は、労使委員各側の連絡調整に当たるものとする。

(審査の期間の目標)

第九条 法第二十七条の十八に規定する審査の期間（和解の勧奨に要する期間は除く。）の目標は、不当労働行為事件の審査の実施に関して、委員会の全体として達成すべき目標を明確にすることによって、審査の迅速化を実現するため、次のとおりとする。

- 一 法第七条第一号、第三号及び第四号に掲げる行為に係る事件並びに同条第一号から第四号までに掲げる行為が複合した事件 三百六十日
- 二 法第七条第二号に掲げる行為のみに係る事件 百日
- 2 具体的な審査計画の作成に当たっては、事実の認定等に必要な主張、立証の機会を抑制しないように配慮するとともに、争点や証拠等の内容に応じて審査の期間を決定するものとする。
- 3 第一項第一号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね九十日（第一回委員調査にあつては六十日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね九十日とするものとする。

- 4 第一項第二号に規定する事件に係る審査の期間の配分の目安は、申立てから審問の開始までの期間をおおむね四十日（第1回委員調査にあつては三十日）、結審から命令の交付までの期間をおおむね三十日とするものとする。

（審査の計画）

第十条 法第二十七条の六に規定する審査の計画（以下「計画」という。）には、争点、証拠、審問予定及び審査進行の目安を記載するものとし、標準的な様式は別に定めるものとする。

- 2 作成した計画については、当事者の同意を得るよう努めるものとする。
- 3 法第二十四条第一項の規定により参与する委員は、計画の迅速な作成及び審査の迅速化のため、調査の段階から直ちに参与することができるものとする。なお、この場合においては、文書により参与することができるものとする。
- 4 計画の提示は、委員調査のときその他の適宜な時期及び方法を選んで行うものとする。ただし、審問の開始前において和解の可能性があるかと判断される場合は、この限りではない。
- 5 審査委員は、次に掲げる場合は、計画の変更を行うものとする。
 - 一 重要な争点の追加又は変更が生じた場合
 - 二 多数の証人又は物件について証拠調べを行う必要が生じた場合
 - 三 審問の途中において、和解の勧奨を行ったが、和解が成立せず、審査の進行が計画より大幅に遅れている場合

（不当労働行為事件の審査の実施状況の公表）

第十一条 法第二十七条の十八に規定する審査の実施状況の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
 - 二 請求する救済の内容
 - 三 申立年月日
 - 四 調査回数
 - 五 審問回数
 - 六 証人数
 - 七 審査の計画で定めた日数
 - 八 和解に要した日数
 - 九 計画変更により増減した日数
 - 十 処理日数
 - 十一 終結年月日
 - 十二 終結状況
- 2 前項の公表は、毎年三月三十一日までに、前年一月一日から十二月三十一日までの間の分について行うものとする。
 - 3 第一項の公表は、大分県労働委員会会報、労働おおいた及び大分県庁ホームページの労働委員会のサイトに登載して行うものとする。

（調整事件の調整の実施状況の公表）

第十二条 調整事件の調整の実施状況の公表は、法第二十条に規定する労働争議のあっせん、調停、仲裁及び個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第二十条に規定する個別労働関係紛争のあっせんに関する次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 事件番号
 - 二 区分
 - 三 調整事項
 - 四 申請年月日
 - 五 調査回数
 - 六 調整回数
 - 七 処理日数
 - 八 終結年月日
 - 九 終結状況
- 2 公表の時期及び方法については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

（委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年二月二十八日大分県労働委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十八年に行う実施状況の公表については、この規則による改正後の大分県労働委員会規則第十一条第二項及び第十二条第二項の規定にかかわらず、平成十七年四月一日から同年十二月三十一日までの間の分のものとする。

大分県労働委員会会報

第64号
(平成30年版)

平成31年3月発行

編集・発行 大分県労働委員会事務局
大分市大手町3丁目1番1号

(非売品)